

# 平成29年度就労準備支援事業 従事者養成研修

## 【講義①】

### 生活困窮者自立支援法と就労準備支援事業 の基本的考え方

平成29年10月10日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

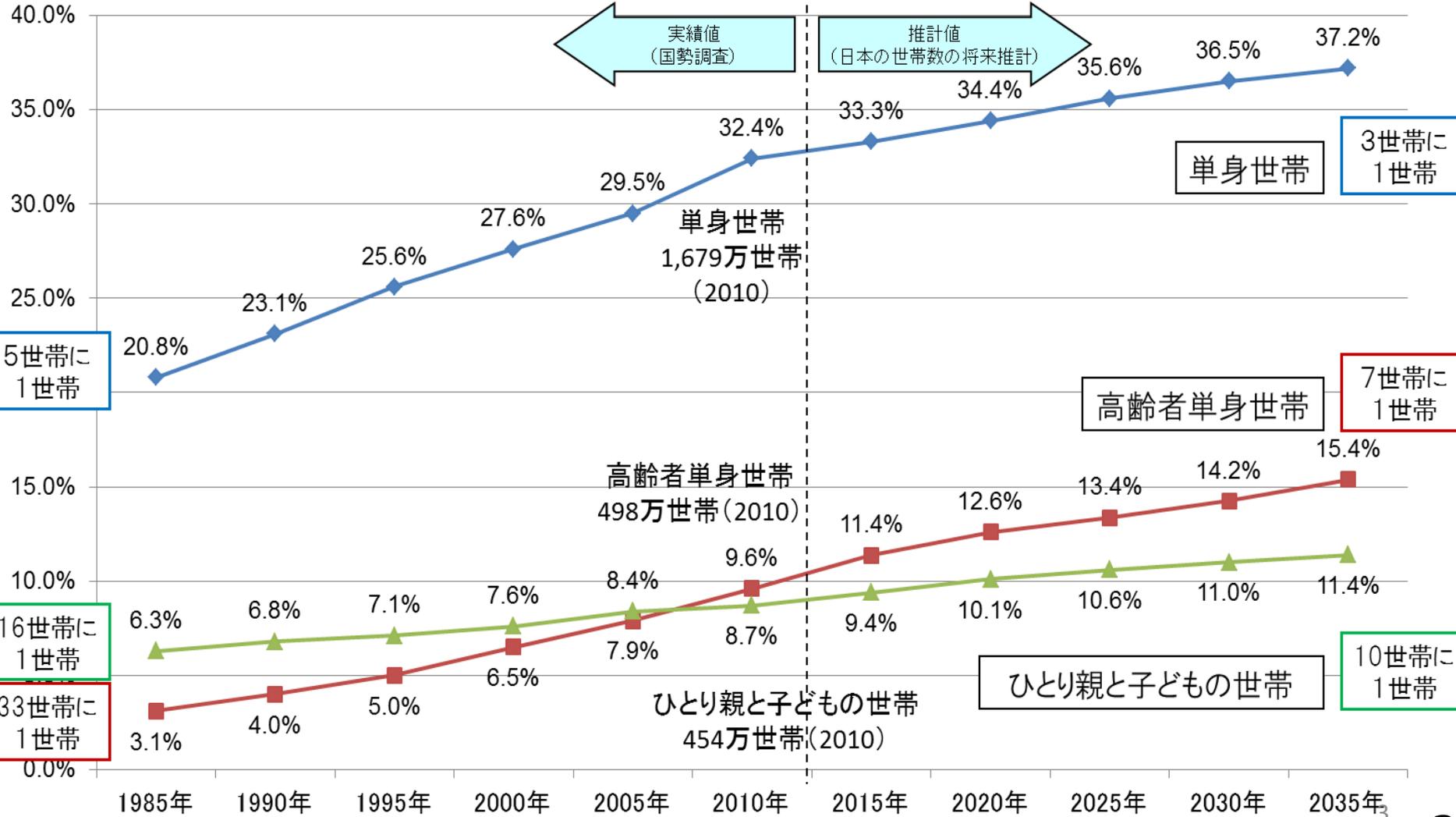
生活困窮者自立支援室長補佐

米丸 洋

# 1. 社会情勢について

# 世帯構成の推移と見通し

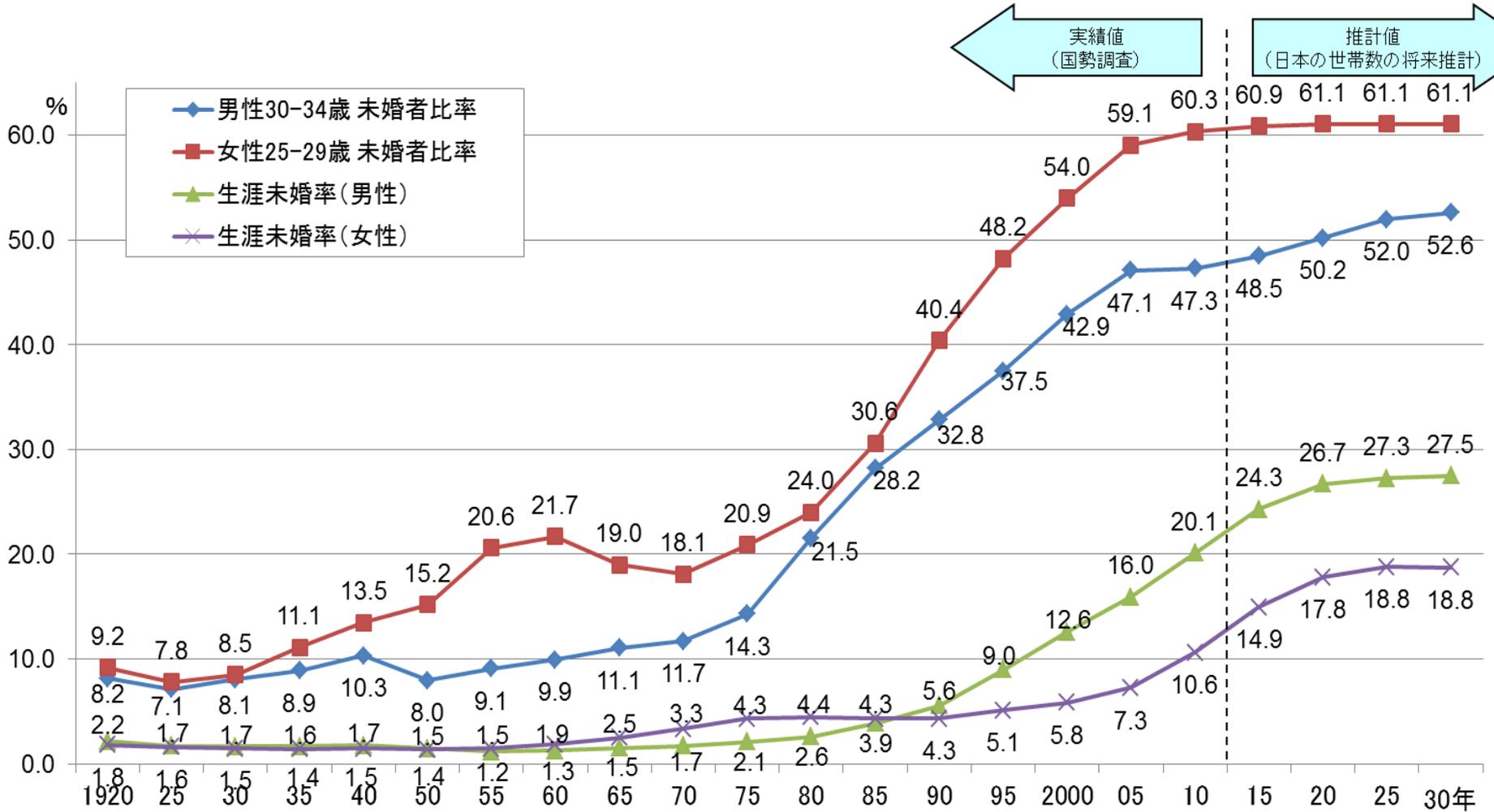
- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
- 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯(全世帯数約5,184万世帯)、2030年には約4割に達する見込み。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」(平成22年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成25年1月推計)

# 生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれている。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

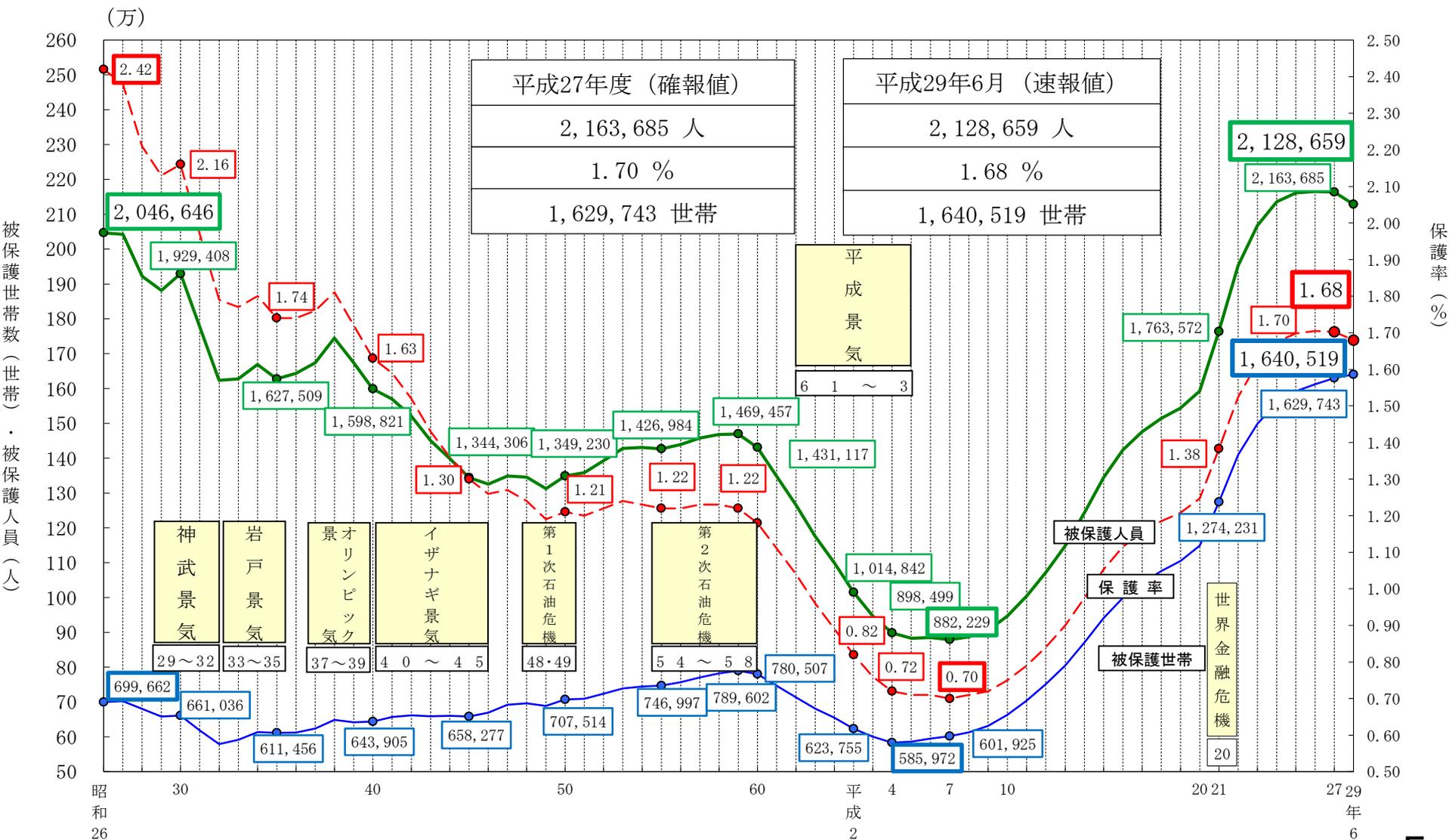
注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、

2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

○生活保護受給者数は約213万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯の増加により、世帯全体は増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いている。



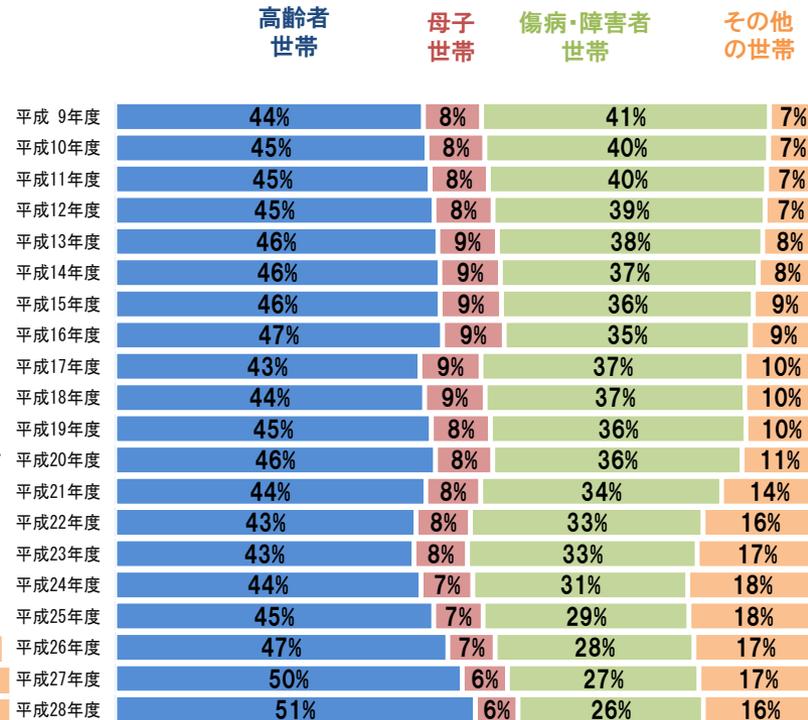
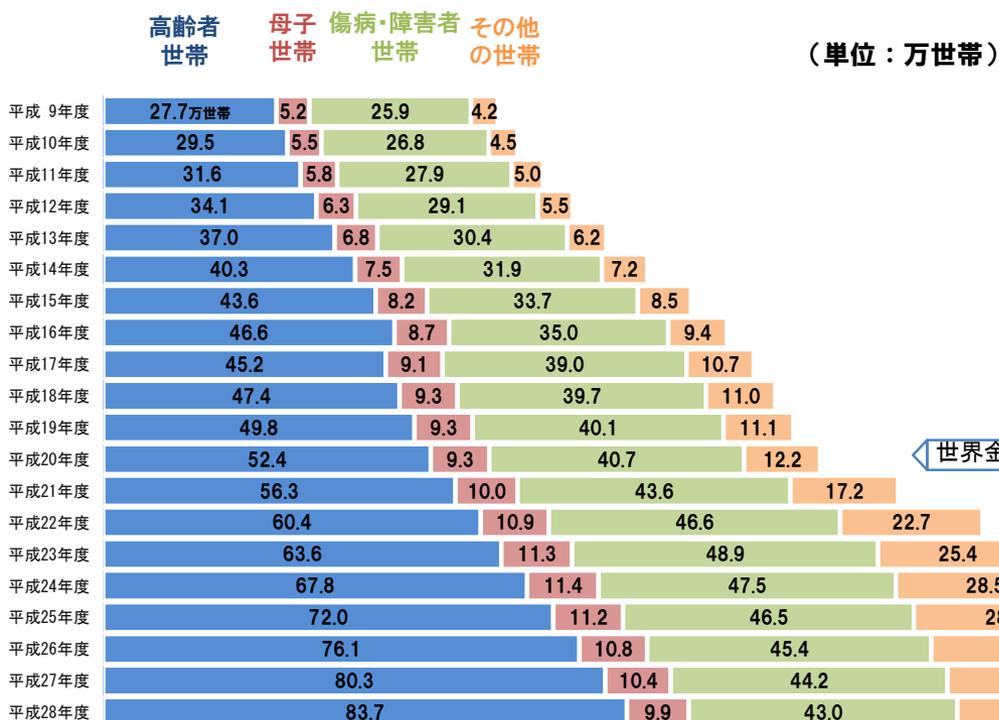
資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく増加した。近年、景気回復等の影響により「その他の世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

## ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移

## ■ 世帯類型別の構成割合の推移



世界金融危機

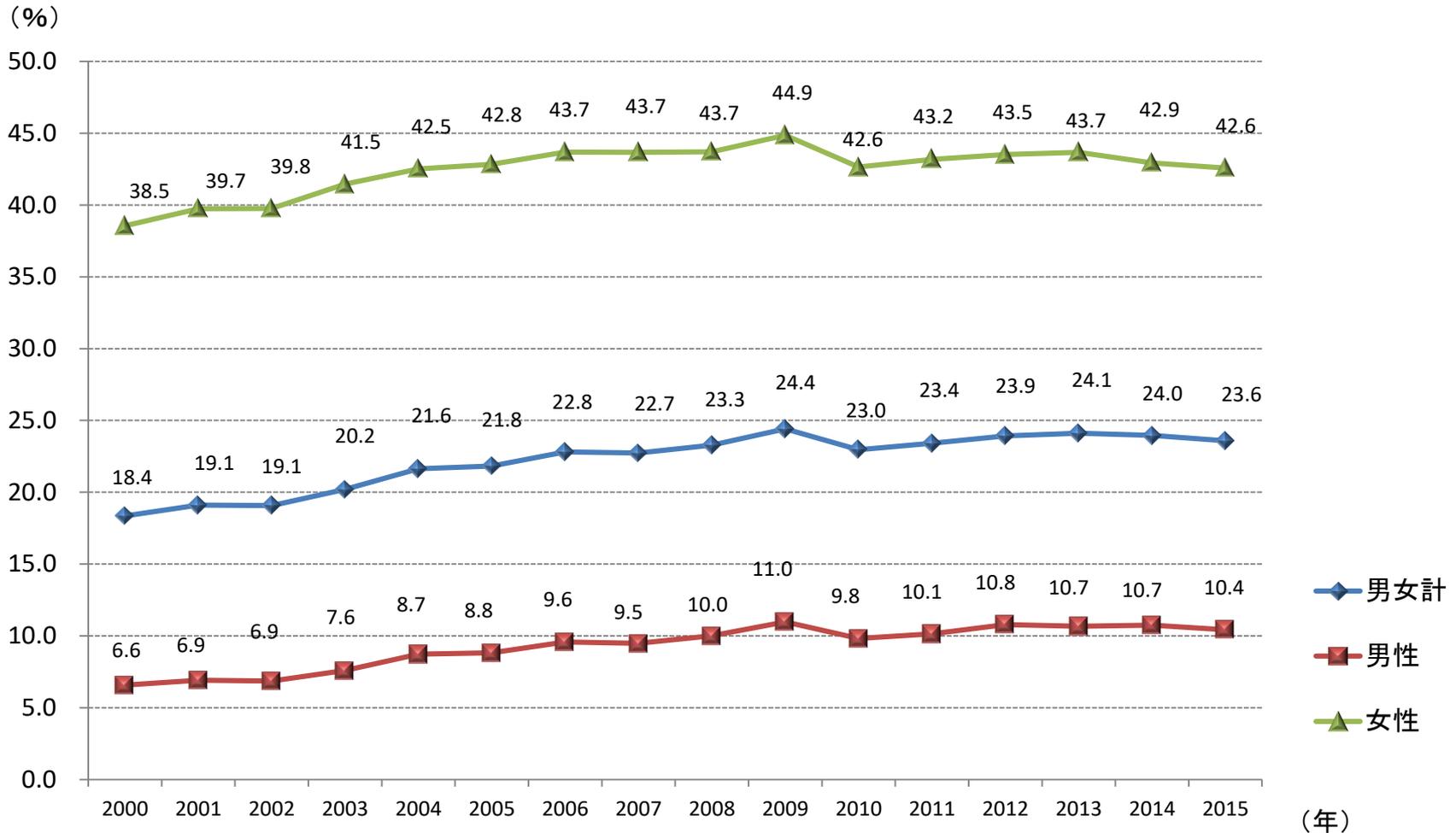
【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成28年度以降は速報値) 注:世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。 ※高齢者世帯の90.7%が単身世帯(平成28年度(概数))。

### 世帯類型の定義

- 高齢者世帯 : 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 : 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 : 上記以外の世帯

# 給与所得者のうち、年収200万円以下の者の割合の推移

○ 年収200万円以下の給与所得者割合は、近年は概ね横ばいである。

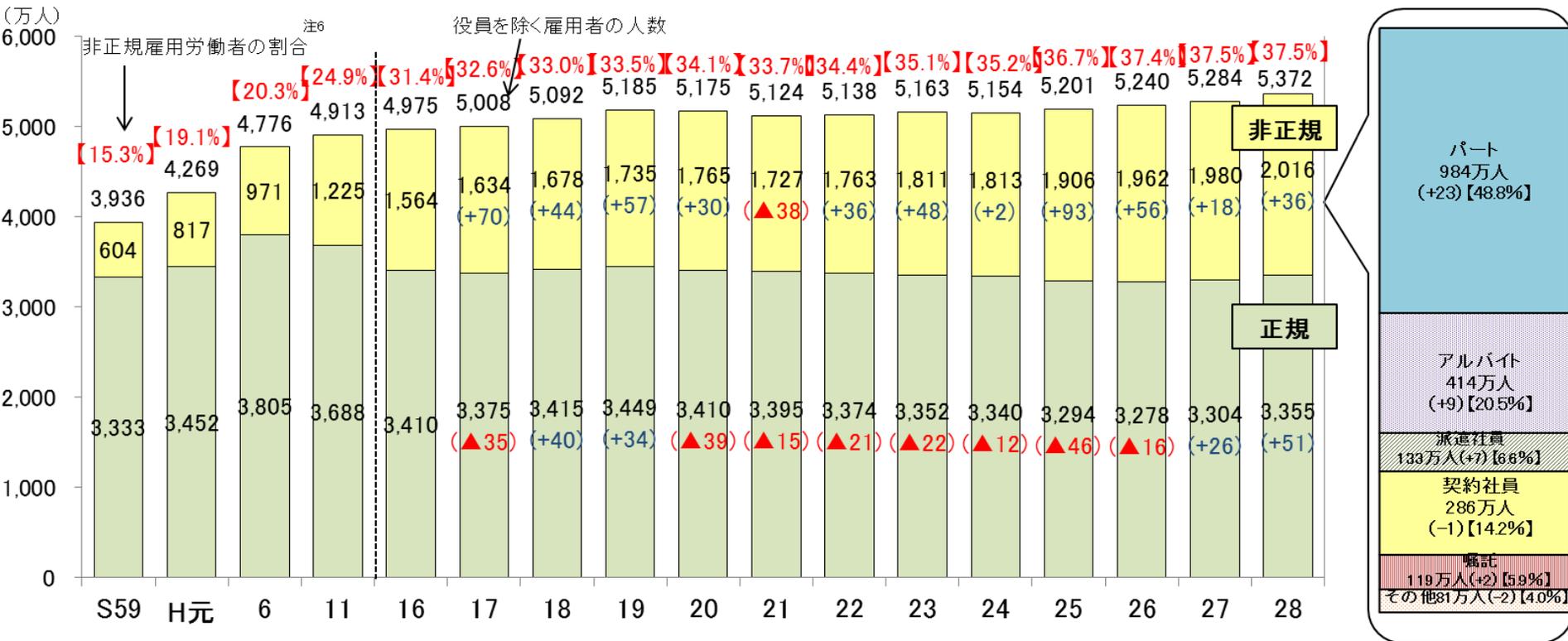


(資料出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」

1年を通じて勤務した給与所得者のうちの年収200万円以下の割合を示す。

# 正規雇用と非正規雇用労働者の推移

- 非正規雇用は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.5%・平成28年平均）。なお、直近（平成29年3月現在）では、1,998万人（37.2%）。※
  - 正規雇用は、平成26年までの間に緩やかに減少していたが、平成27年に8年ぶりにプラスに転じ、平成28年も増加。
- ※総務省「労働力調査（基本集計）」（平成29年1月分）。なお、月単位の公表は平成25年1月から開始。



(資料出所) 平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注) 1) 平成17年から平成22年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。

2) 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成22年国勢調査基準)。

3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

4) 正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

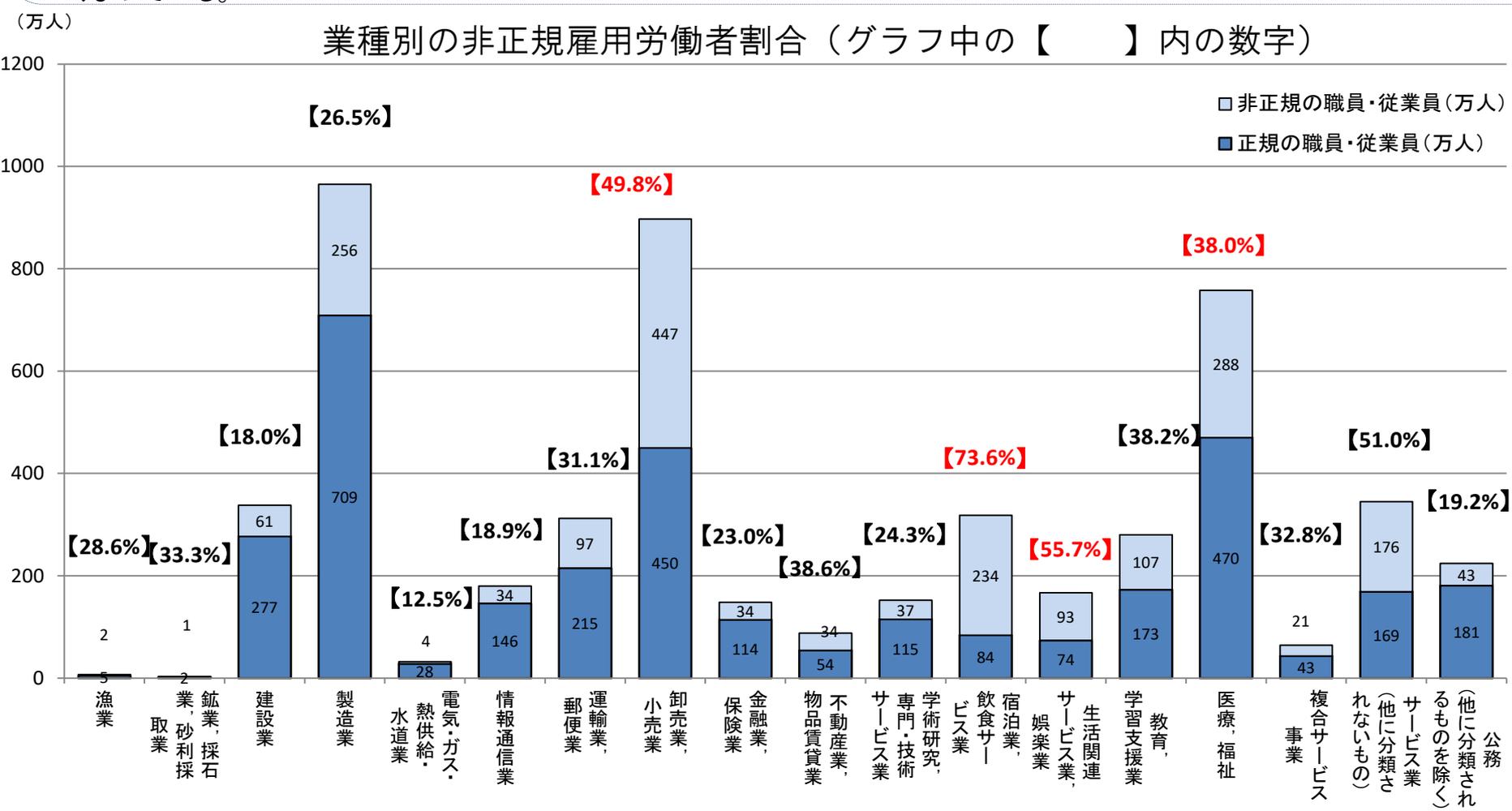
5) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

6) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

# 雇用情勢が改善する中での課題

## ●非正規雇用労働者の割合は37.6%となっており、産業によって、特に割合が高い分野が存在。

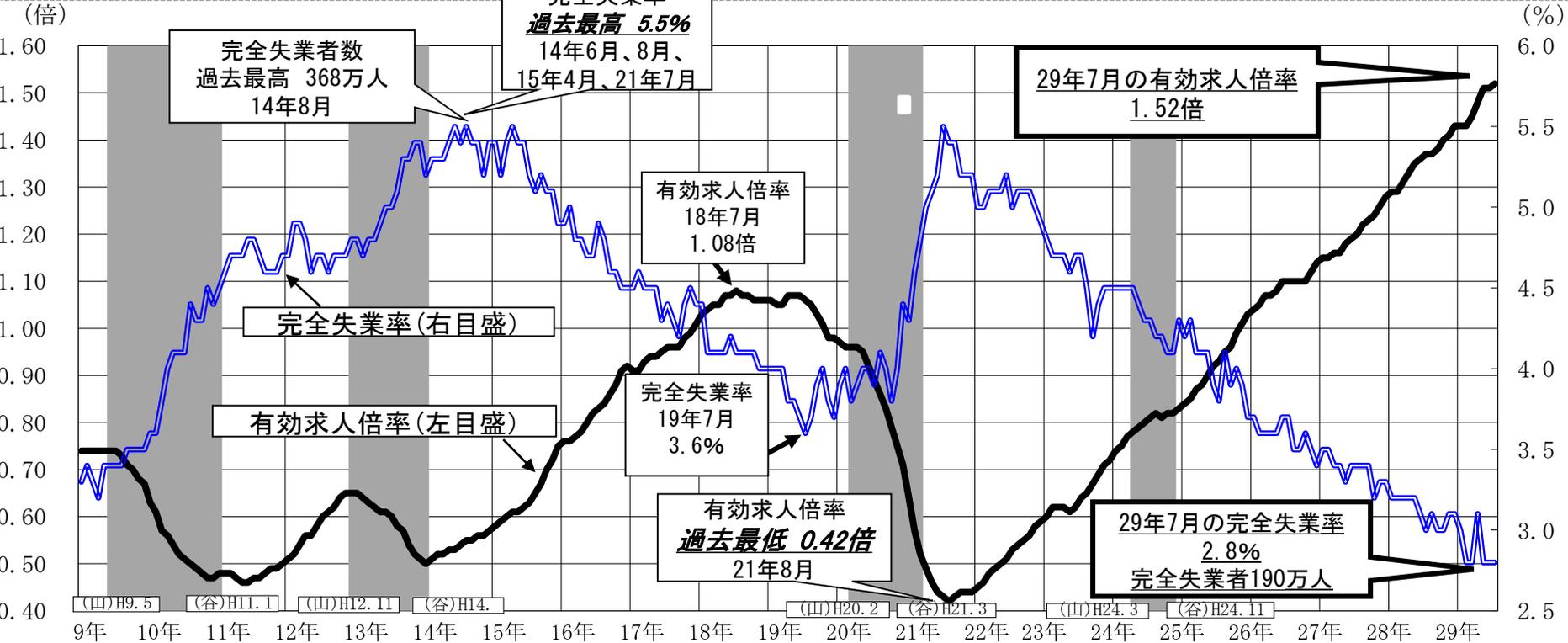
・全労働者に占める非正規雇用労働者の割合は、37.6%（平成29年7月）。産業別に見ると、ばらつきはあるが、『宿泊業，飲食サービス業』『生活関連サービス業，娯楽業』等のサービス関係、『卸売業，小売業』といった分野で、特に高くなっている。また、人材不足対策の重点分野である『医療，福祉』についても、非正規雇用労働者割合が比較的高くなっている。



(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成28年) (注)割合は、役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者(パート、アルバイト、派遣社員、嘱託、その他)の割合。

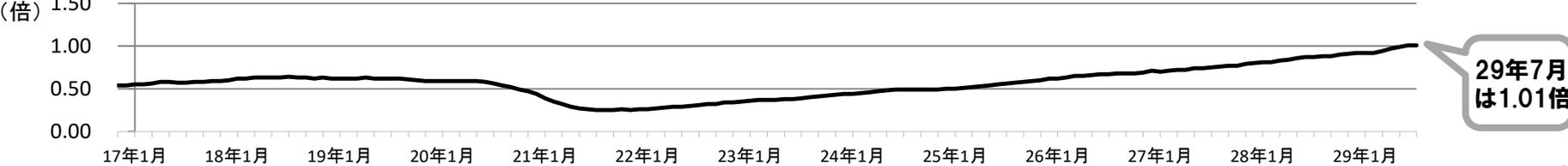
# 現在の雇用情勢 (全国) ~着実に改善が進んでいる。~

- 7月の完全失業率は、前月と同水準の2.8%。
- 7月の有効求人倍率は、前月より0.01ポイント上昇し、1.52倍。※45か月連続で1倍台の水準。
- 正社員の有効求人倍率は、平成21年11月以降上昇傾向にあり、平成29年7月では1.01倍と、平成16年11月の集計開始以降、最も高い水準。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」※シャドー部分は景気後退期。  
 (注)平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

### 正社員の有効求人倍率 (季節調整値)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

# 主要産業別雇用者数・新規求人数

- 雇用者数を主要産業別にみると、「医療，福祉」は、805万人と前年同月差26万人増加(3か月ぶりの増加)。
- 産業別の新規求人の状況を前年同月比で見ると、情報通信業を除く全ての主要産業で増加。

表1 産業別雇用者数

(単位:万人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年	平成29年
			5月	6月	7月
建設業	409 (▲3)	403 (▲6)	399 (▲8)	416 ( 11)	419 ( 12)
製造業	988 (▲2)	999 ( 11)	1,010 ( 8)	996 ( 10)	1000 ( 6)
情報通信業	201 ( 6)	200 (▲1)	206 ( 3)	208 ( 6)	196 (▲3)
運輸業，郵便業	323 ( 0)	327 ( 4)	319 ( 5)	324 ( 0)	329 ( 4)
卸売業，小売業	966 ( 2)	976 ( 10)	982 ( 21)	963 ( 5)	990 ( 31)
医療，福祉	753 ( 26)	778 ( 25)	799 (▲5)	805 (▲2)	805 ( 26)

(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(注)原数値。()は、年次は前年差。月次は前年同月差。

表2 新規求人数の前年同期比

(単位:%)

区分	平成28年						平成29年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
産業計	8.8	9.1	▲1.1	7.7	7.8	3.6	4.9	6.5	3.2	6.9	6.3	3.5
建設業	8.0	10.2	1.0	8.6	10.7	4.7	7.6	11.7	6.9	9.2	7.6	3.7
製造業	6.8	8.0	0.7	8.3	8.6	7.7	10.7	11.0	7.9	11.5	14.2	10.5
情報通信業	6.2	6.0	▲6.5	4.9	2.7	▲0.3	▲3.4	▲0.6	2.6	1.0	2.6	▲2.1
運輸業，郵便業	4.3	6.0	▲1.1	1.8	6.3	4.8	5.6	12.2	8.3	10.4	11.1	9.2
卸売業，小売業	9.2	6.3	▲4.7	3.7	5.6	▲1.6	0.3	4.9	▲3.8	3.0	3.1	0.2
医療、福祉	11.3	10.2	1.6	10.6	8.2	4.1	5.2	6.8	3.2	9.0	6.6	3.3

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)原数値の前年同月比。

# 地域における雇用情勢

○ 有効求人倍率を都道府県別に見ると、全都道府県で1倍を上回っている（北海道、東北・九州の一部地域や沖縄などで、相対的に低くなっている）

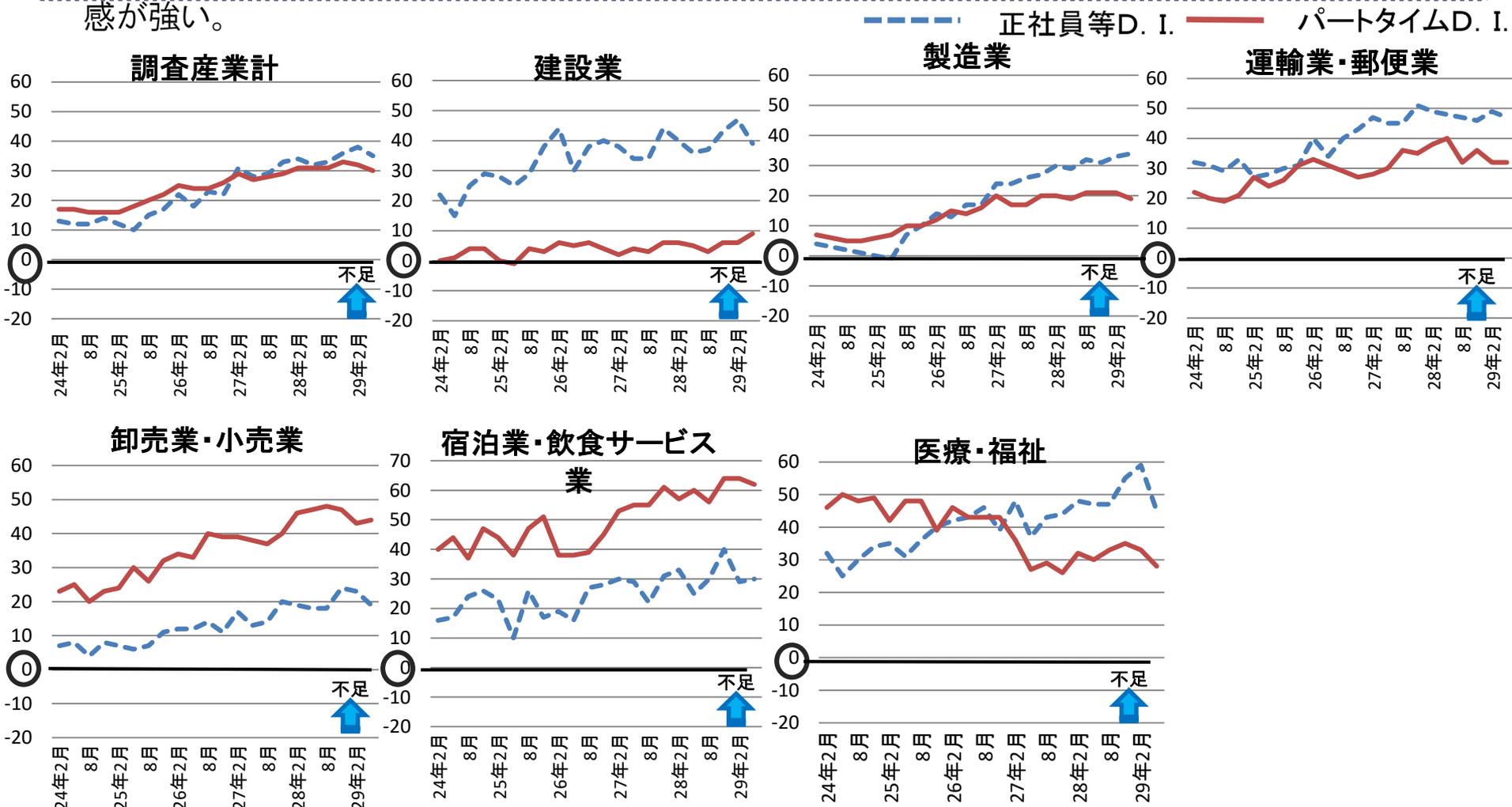
都道府県別有効求人倍率（平成29年7月） (倍)

北海道	1.09	岐阜県	1.80	佐賀県	1.24
青森県	1.24	静岡県	1.57	長崎県	1.16
岩手県	1.41	愛知県	1.84	熊本県	1.66
宮城県	1.62	三重県	1.65	大分県	1.42
秋田県	1.34	滋賀県	1.31	宮崎県	1.44
山形県	1.56	京都府	1.57	鹿児島県	1.23
福島県	1.44	大阪府	1.60	沖縄県	1.15
茨城県	1.48	兵庫県	1.30		
栃木県	1.35	奈良県	1.30	全国	1.52
群馬県	1.57	和歌山県	1.33		
埼玉県	1.24	鳥取県	1.65		
千葉県	1.22	島根県	1.68		
東京都	2.10	岡山県	1.82		
神奈川県	1.20	広島県	1.80		
新潟県	1.52	山口県	1.51		
富山県	1.83	徳島県	1.37		
石川県	1.88	香川県	1.73		
福井県	2.11	愛媛県	1.52		
山梨県	1.38	高知県	1.16		
長野県	1.63	福岡県	1.50		

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」 ※一般(パート含む)、受理地別、季節調整値。

# 労働者過不足状況

- 正社員等についてみると、「運輸業・郵便業」、「医療・福祉」、「建設業」等で不足感が強い。
- パートタイムについてみると、「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売業・小売業」、「運輸業・郵便業」等で不足感が強い。



(資料出所) 厚生労働省「労働経済動向調査」

(注) 「正社員等」とは、雇用期間を定めずに雇用されている者または1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。

なお、派遣労働者は含まない。

注) %ポイントは「不足」-「過剰」にて算出

## ●職種によって有効求人倍率にばらつき。人材不足問題が顕在化。

・人材不足対策の重点分野である建設、看護、介護、保育に加えて、サービス、水産加工、輸送・機械運転、保安等で有効求人倍率が高い。

## ●人材不足が生じている業種や、非正規雇用労働者の割合が高い産業では、若者の離職率も高い。

・『宿泊業、飲食サービス業』等のサービス関係の業種や、『教育、学習支援業』『小売業』『不動産業、物品賃貸業』等で若者の離職率が高くなっている。また、人材不足対策の重点分野である『建設業』『医療、福祉』等でも若者の離職率が比較的高くなっている。

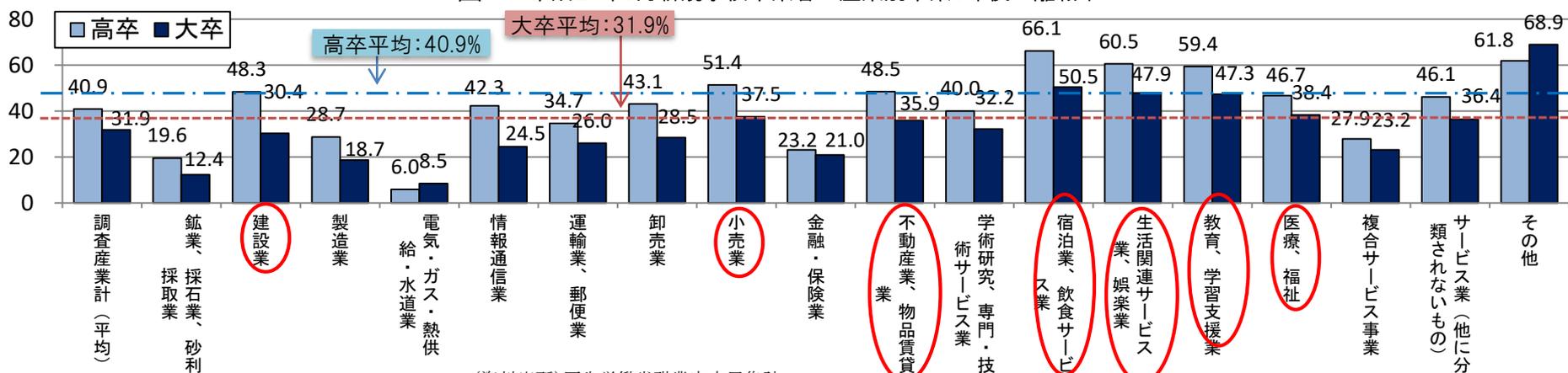
表1 職種別のミスマッチの状況

(平成29年7月分)

職種	倍率(倍)	求人数(人)	求職者数(人)	職種	倍率(倍)	求人数(人)	求職者数(人)
管理的職業	1.83	13,081	7,133	生産工程の職業	1.55	233,210	150,502
専門的・技術的職業	1.97	450,620	229,212	うち水産物加工	3.87	5,614	1,450
うち看護師・准看護師	2.28	93,450	40,974	輸送・機械運転の職業	2.26	125,251	55,489
うち保育士	2.17	41,709	19,228	建設・採掘の職業	3.90	104,951	26,909
事務的職業	0.42	214,017	511,172	うち建設の職業	3.94	29,743	7,546
販売の職業	1.98	283,097	143,325	うち土木の職業	3.53	37,448	10,619
サービスの職業	3.18	590,900	185,540	運搬・清掃・包装等の職業	0.74	220,081	296,498
農林漁業の職業	1.45	16,528	11,423	介護関連職種(*)	3.51	267,450	76,282
うち農業の職業	1.41	13,999	9,951	保安の職業	7.25	72,052	9,933
うち漁業の職業	1.15	651	565	職業計	1.31	2,323,788	1,771,053

(%) (資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」 ※常用(パート含む)、原数値  
 (\* ) 介護関連職種: 『専門的・技術的職業』のうち、「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉の専門的職業」、『サービスの職業』のうち、「家政婦(夫)、家事手伝い」「施設介護員」「訪問介護職」

図1 平成25年3月新規学校卒業者の産業別卒業3年後の離職率

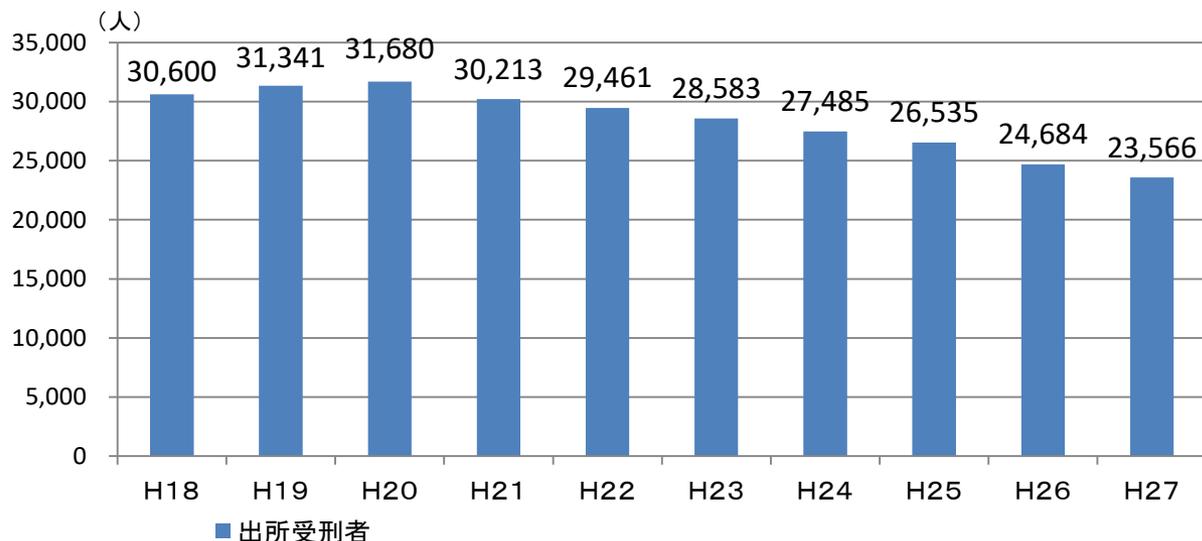


(資料出所) 厚生労働省職業安定局集計

# 刑務所出所者数の推移

- 刑務所出所者は、総数は減少傾向にあるものの、高齢者は人数・割合ともに増加している。
- 受刑者で見ると、障害を有する者も1割程度存在している。

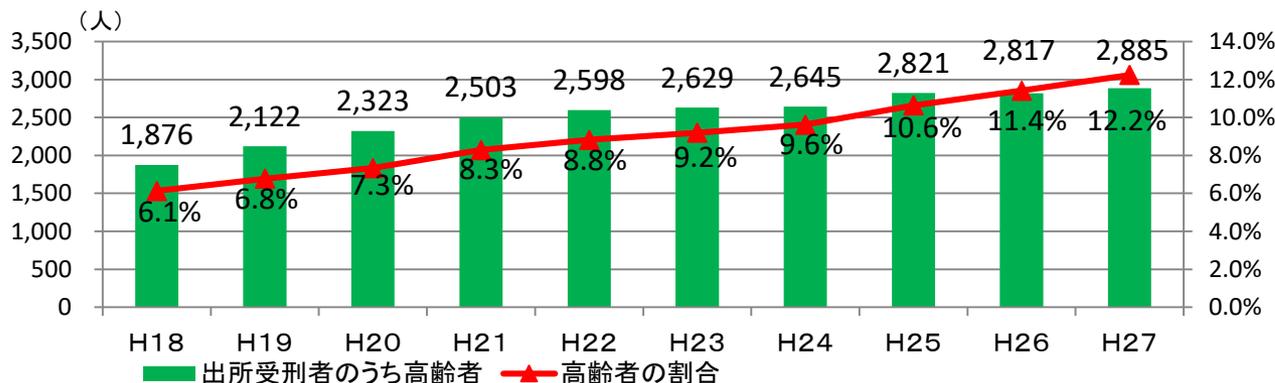
## 1. 刑務所出所者数の推移



## 3. 入所した受刑者のうち知的障害等を有する者

	H27
入所受刑者	21,539
知的障害	283
人格障害	145
神経症性障害	489
その他の精神障害	1,908
知的障害等の割合	13.1%

## 2. 刑務所出所者のうち高齢者の推移

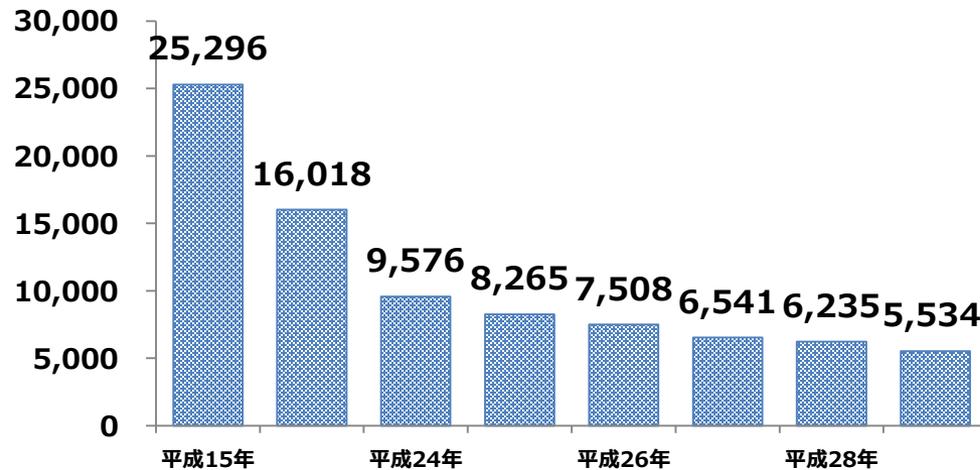


資料出所：法務省矯正統計統計表  
 (注1) 上記障害については、刑事施設等において同障害を有すると診断された者をいう。  
 (注2) 「その他の精神障害」は精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。

# ホームレスについて

- 国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は把握している限り、毎年減少しているが、依然として約6千人のホームレスが確認されている。
- ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化などが課題となっている。

## 1. ホームレス数の推移



## 2. 性別・年齢の状況

- 男女構成
    - ・ 男性 96.2% (+0.7)
    - ・ 女性 3.8% (▲0.7)
  - 年齢階層
    - ・ ~39歳 3.4% (▲0.3)
    - ・ 40~49歳 8.9% (▲2.9)
    - ・ 50~54歳 9.0% (▲1.0)
    - ・ 55~59歳 13.3% (▲5.0)
    - ・ 60~64歳 22.9% (▲2.8)
    - ・ 65~69歳 23.1% (+6.5)
    - ・ 70歳~ 19.7% (+6.8)
- 平均年齢61.5歳 (+2.2歳)

## 3. 路上での生活の状況

### 1 路上生活の形態

- 生活している場所が定まっている者は77.5% (▲5.7)
- 生活場所
  - ・ 公園 33.0% (+4.8)
  - ・ 河川 26.3% (▲2.7)
  - ・ 道路 15.3% (▲0.6)

### 2 路上生活の期間

- 今回の路上生活の期間
  - ・ 「10年以上」 34.6% (+8.6)
  - ・ 「5年以上10年未満」 20.5% (+0.3)
  - ・ 「3年以上5年未満」 10.5% (▲5.3)
  - ・ 「1年以上3年未満」 12.2% (▲5.5)
  - ・ 「1年未満」 22.2% (+2.0)

### 3 仕事と収入の状況

- 仕事をしている者は55.6% (▲4.8)
  - 主な内訳は「廃品回収」が70.8% (▲6.9)と最も多い
- 仕事による収入月額
  - ・ 「1万円未満」 9.6% (▲3.6)
  - ・ 「1~3万円未満」 30.7% (▲4.1)
  - ・ 「3~5万円未満」 33.6% (+2.8)
  - ・ 「5万円以上」 25.9% (+4.7)
- 仕事をしている者の平均収入は、約3.8万円 (+0.3万円)

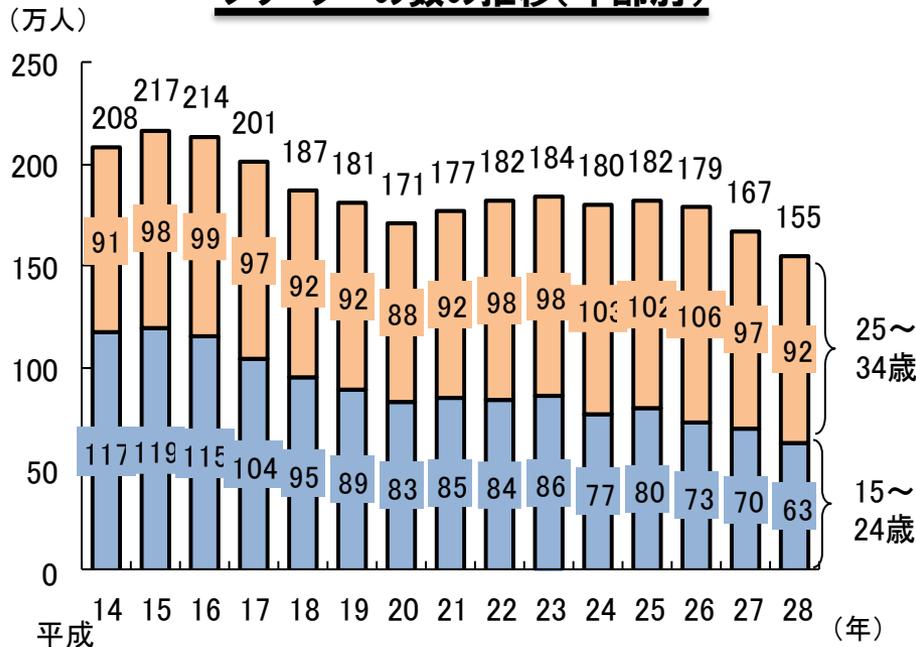
※資料出所：1は、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果。2，3はホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果。（いずれも厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）  
※2，3のカッコ内は平成24年1月実施調査結果からの変動値。  
※2，3の数値は現在集計中であり未定稿。

# フリーター・ニートの数の推移

## フリーター数は、平成28年で155万人

○ フリーター数は217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少した後、平成21年以降、180万人前後で推移していたが、平成28年は155万人となり、前年に比べ12万人の減少となった。

### フリーターの数の推移(年齢別)



資料出所：総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

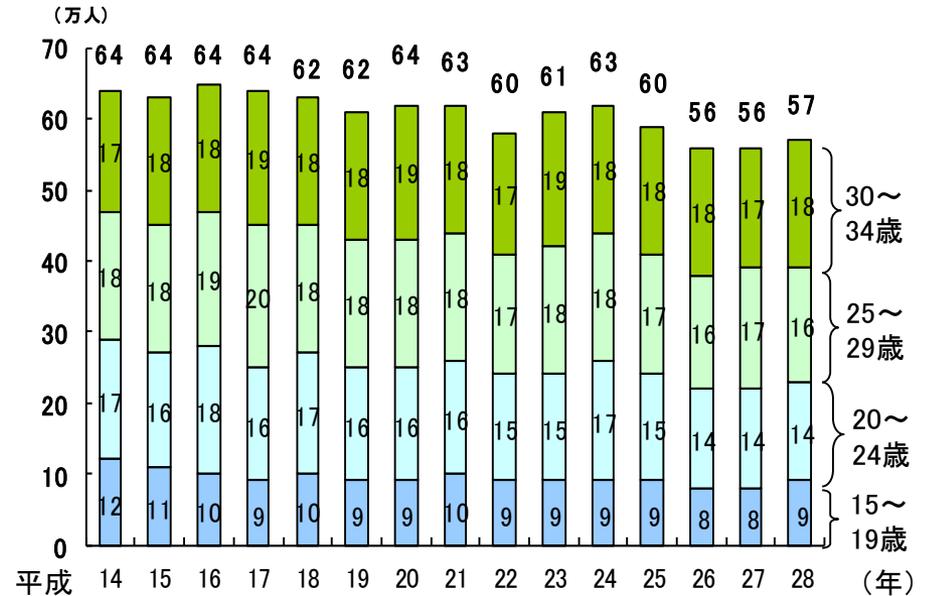
(注) フリーターの定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計。

- 1 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定して  
おらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

## ニート数は、平成28年で57万人

○ ニート数は、平成14年以降、約60万人で推移。

### ニートの数の推移(年齢別)



資料出所：総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

# ひきこもりについて

## 定義

様々な要因の結果として、**社会的参加**(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、**原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態**(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を示す**現象概念**。

※ ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神症性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くない。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より

## 推計数

### 内閣府関係調査

**広義のひきこもり状態にある者 54.1万人、狭義のひきこもり状態にある者17.6万人**

平成28年9月 「若者の生活に関する調査報告書」より

※平成22年7月の「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」による推計によると、  
広義のひきこもり状態にある者 69.6万人、狭義のひきこもり状態にある者 23.6万人

### 厚生労働省関係調査

**ひきこもり状態にある世帯数 約26万世帯**

平成18年度 厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」による推計

#### ○把握方法

全国11の地域の住民から無作為に抽出し、調査に協力いただいた4,134名を対象に、調査員の戸別訪問により直接面接を実施

(平成14~17年度にWHOの主導する国際的な研究プロジェクトである世界精神保健調査に参画して実施)

#### ○調査結果

面接を受けた対象者全員の中で、現在、ひきこもり状態にある子どものいる世帯は、0.56%。

全国の総世帯数にこの率を乗じて、ひきこもり状態にある世帯は、約26万世帯と推計。

## 2. 生活困窮者自立支援制度の概要 及び事業の実施状況

# 生活困窮者自立支援制度の理念

## 1. 制度の意義

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

20

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

◆自立相談支援事業  
(全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関(H27年度))

### 〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

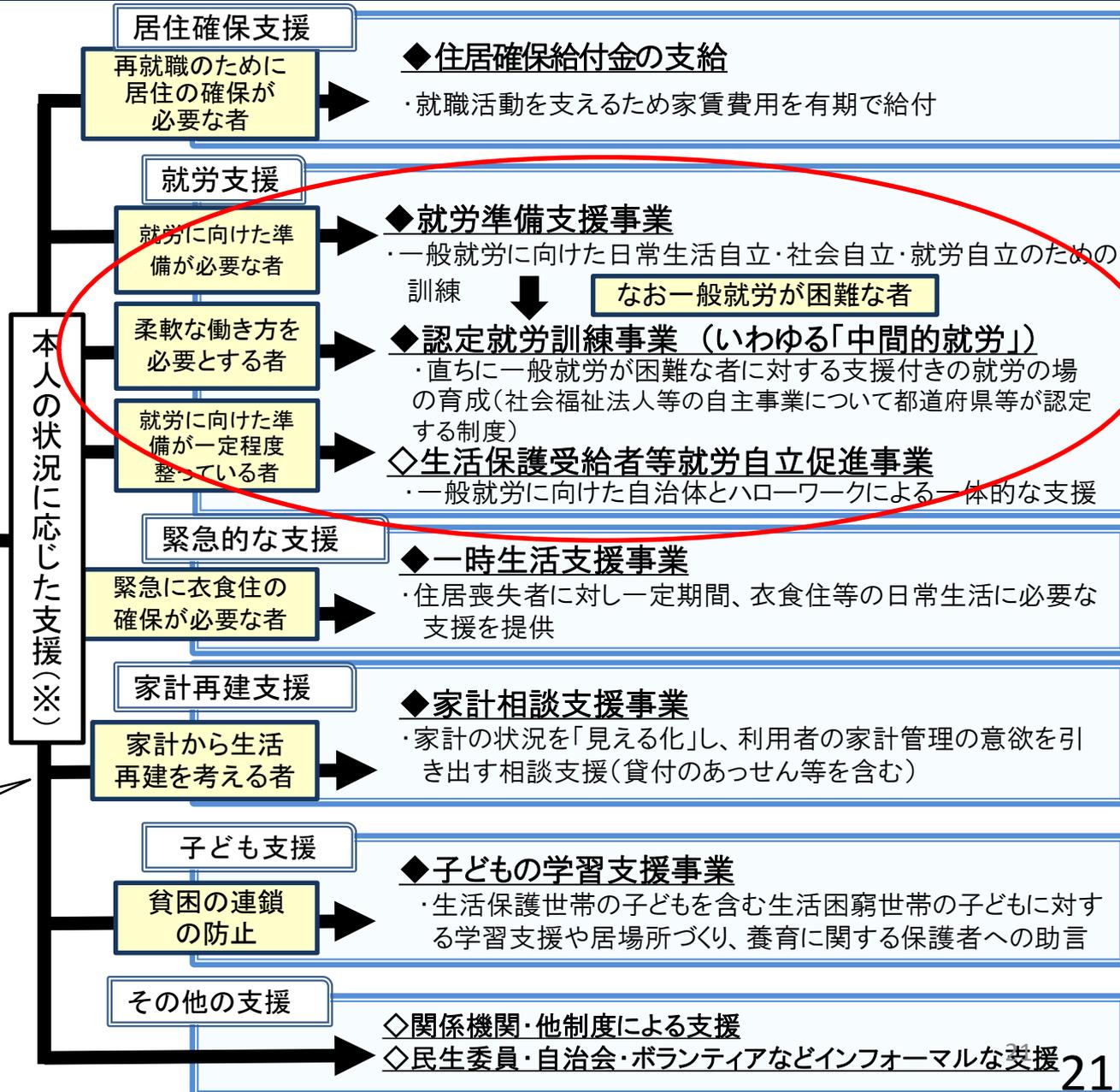
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)。
2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。
  - ※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、
    - ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
    - ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。
3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

# 生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

## <主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所  
来訪者のうち  
生活保護に  
至らない者**

約30万人(H29・厚生労働省推計)

**ホームレス**

約0.6万人(H29・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を  
原因とする自殺者**

約0.4万人(H28・自殺統計)

**離職期間  
1年以上の  
長期失業者**

約76万人(H28・労働力調査)

**ひきこもり  
状態に  
ある人**

約18万人(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」) + α(内閣府推計で対象外の40歳以上の人)

**スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども**

約6万人(H27)

**税や各種料金の滞納者、多重債務者等**

地方税滞納率 0.9%(H27・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約311万世帯(H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約137万人(H27・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に  
顕在化

見え  
にくい

# 生活困窮者自立支援法における支援状況

- 施行後2年間で支援状況は、
  - ・ 新規相談者は約45万人、
  - ・ プラン作成により継続的に支援した人は約12万人、
  - ・ 就労・増収した人は約6万人、
  - ・ 支援における就労・増収率は約7割
 といった状況にある。

- 平成27年度と28年度を比較するとプラン作成件数が伸びており、相談を包括的に受け止めて支援することが定着してきているといえる。

- 就労・増収率の実績は高い水準にあるが、支援においては、一般就労や増収といった状況だけでなく、それらに至るまでのステップアップを丁寧に把握していくことも重視。

## 【参考】国の目安値・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(H30年度)
新規相談件数	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月 当たり換算で26件
プラン作成件数	11件	12件	新規相談件数の 50%
就労支援対象者数	7件	7件	プラン作成件数の 60%
就労・増収率	42%	70%	75%
1年間でのステップアップ率	—	80%	90%

※ 新規相談件数・プラン作成件数・就労支援対象者数は人口10万人・1か月当たり。

※ 就労・増収率のKPIは、実績を踏まえH28年度に見直しを実施。

※ H29年度からKPI・目安値に「1年間でのステップアップ率」を追加。

## 支援状況調査集計結果(H27.4～H29.6)

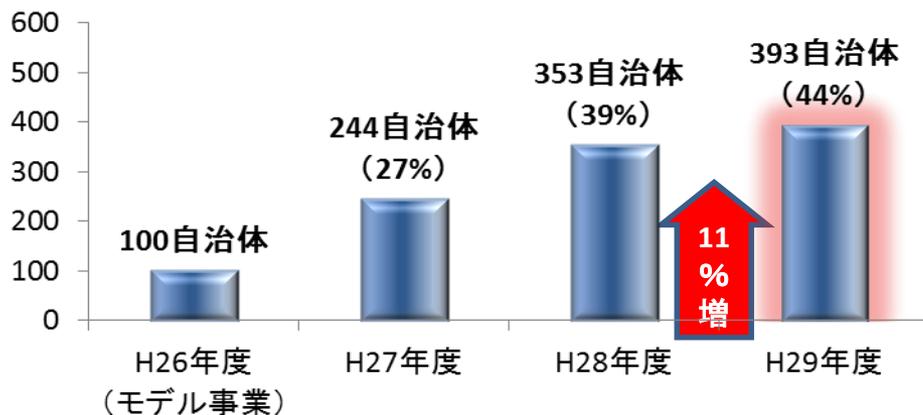
	新規相談件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率
	総数・件	人口10万人あたり	総数・件	人口10万人あたり	総数・件	人口10万人あたり	総数・件	うち就労支援対象プラン作成者分	総数・件	うち就労支援対象プラン作成者分	
H27年度	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28年度	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29年度(4月-7月)	79,930	15.6	24,126	4.7	10,846	2.1	8,572	6,083	2,152	1,461	70%

(出典)生活困窮者自立支援制度における支援状況調査(生活困窮者自立支援室)。

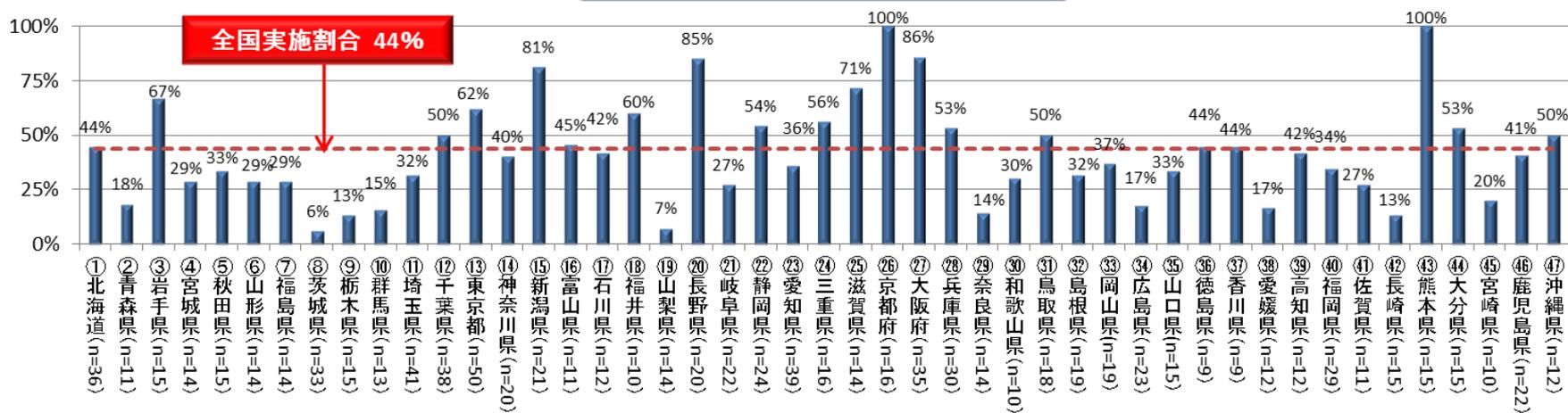
# 就労準備支援事業の実施状況①

○ 平成29年度の就労準備支援事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加している。都道府県別の実施割合は、以下の通り。

## 就労準備支援事業



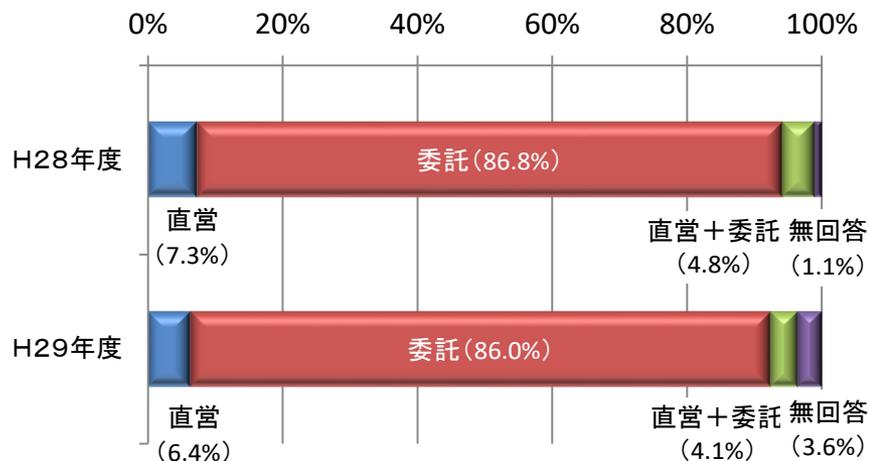
## 就労準備支援事業 実施割合



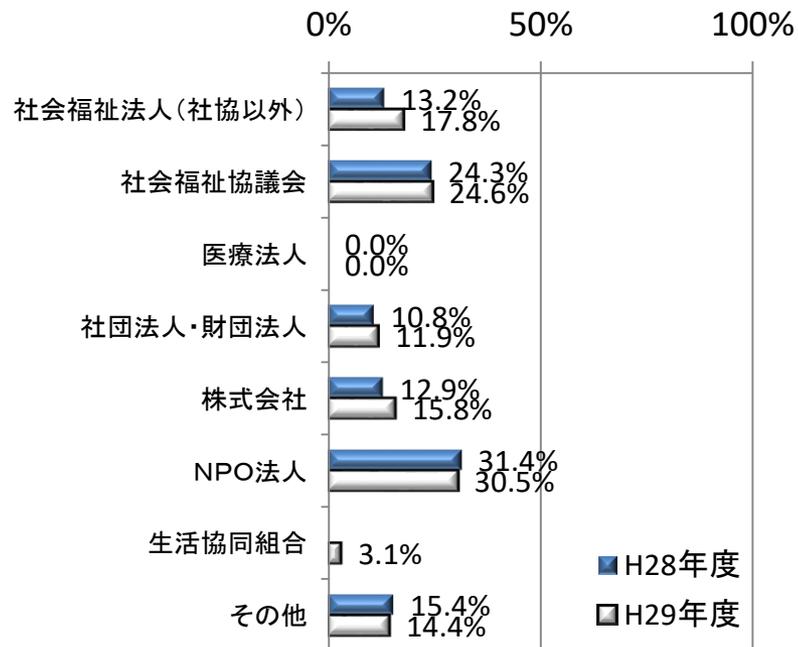
# 就労準備支援事業の実施状況②

- 就労準備支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて90.1%の自治体が委託により実施している。
- 委託先はNPO法人（30.5%）が最も多く、次いで社会福祉協議会（24.6%）となっている。
- 約6割の自治体が被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している。

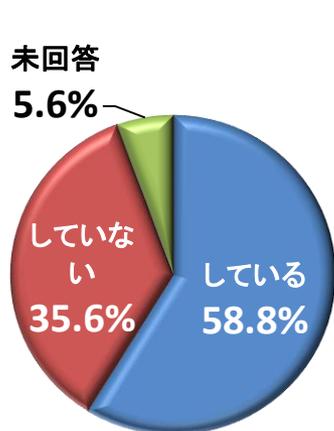
(1) 運営方法 n = 393



(2) 委託先 (複数回答) n = 354



(3) 被保護者就労準備支援事業との一体的実施



n = 393

※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す

# 就労準備支援事業における支援員の配置状況

- 就労準備支援事業における事業従事者数は、実人数で約1,200人となっている。
- 就労準備支援担当者のうち、専任は31.8%となっている。
- 兼務の状況では、被保護者就労準備支援事業を兼務している割合（42.3%）が最も高く、次いで、「自立相談支援事業（35.4%）」、「左記以外の事業（30.5%）」となっている。
- 支援担当者の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、「キャリアコンサルタント」、「社会福祉士」の保有割合が高い。

## (1) 事業従事者数（実人数）

従事者数	1,178人 (内、支援担当者の実人数は1,072人)
------	--------------------------------

※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている。

## (2) 職種別の配置状況（兼務あり）

	H28年度				H29年度			
	配置数		割合		配置数		割合	
	小計 (※1)	うち専任 (割合)	うち兼務 (※2)	割合	小計 (※1)	うち専任 (割合)	うち兼務 (※2)	割合
就労準備支援担当者	923	264 28.6%	660 71.5%		1,072	341 31.8%	731 68.2%	
その他の職種 (事務員等)	223	11 4.9%	212 95.1%		258	20 7.8%	238 92.2%	

※1. 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている。

※2. 就労準備支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む。

## (3) 他事業との兼務状況（複数回答）（事業従事者数のうち、他事業を兼務している810人につき集計）

n = 810

	自立相談 支援事業	被保護者 就労支援事業	家計相談 支援事業	一時生活 支援事業	被保護者 就労準備 支援事業	子どもの 学習支援事業	その他の 生活困窮者 自立支援制度 に関する事業	左記 以外の事業
割合(H28年度)	31.8%	17.4%	13.6%	4.9%	42.2%	9.6%	6.3%	33.5%
割合(H29年度)	35.4%	13.2%	16.9%	7.2%	42.3%	11.2%	8.9%	30.5%

(4) 支援担当者の体制（人口規模別・1自治体当たり平均支援員数）

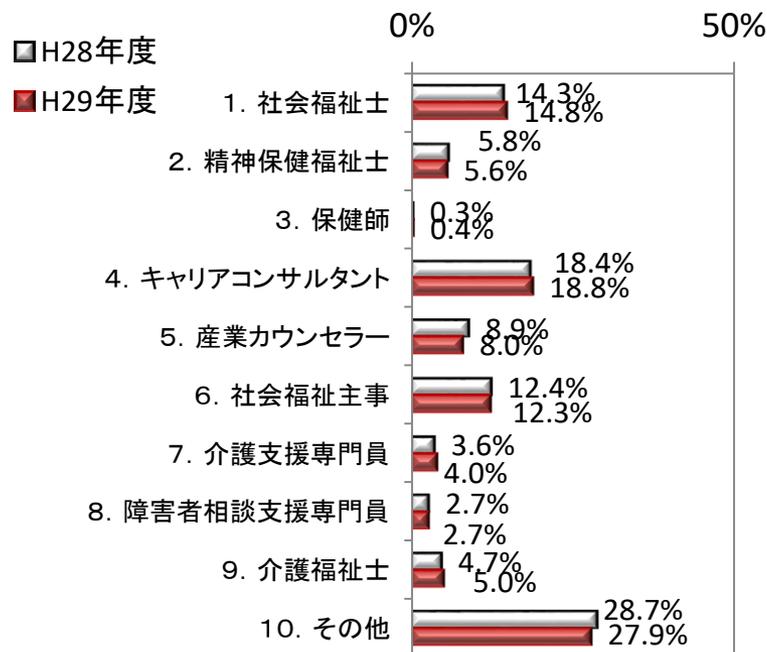
人口規模	H28年度			H29年度		
	事業 従事者数 (実人数)	職種別の状況		事業 従事者数 (実人数)	職種別の状況	
		就労準備 支援担当 者	その他の 職種		就労準備 支援担当 者	その他の 職種
5万人未満	2.01	1.85	0.73	1.81	1.70	0.55
5万人以上10万人未満	2.92	2.76	0.65	2.71	2.51	0.76
10万人以上30万人未満	3.29	2.90	0.80	4.01	3.42	1.09
30万人以上50万人未満	4.24	3.91	0.74	5.76	5.39	0.45
50万人以上100万人未満	5.15	4.70	0.95	4.75	4.54	0.46
100万人以上	5.90	5.70	0.60	6.75	6.42	0.83
全体	3.20	2.93	0.74	3.46	3.15	0.76

「全支援員数（実人数）」とは一致しない。

(5) 支援担当者の保有資格

**就労準備支援担当者**

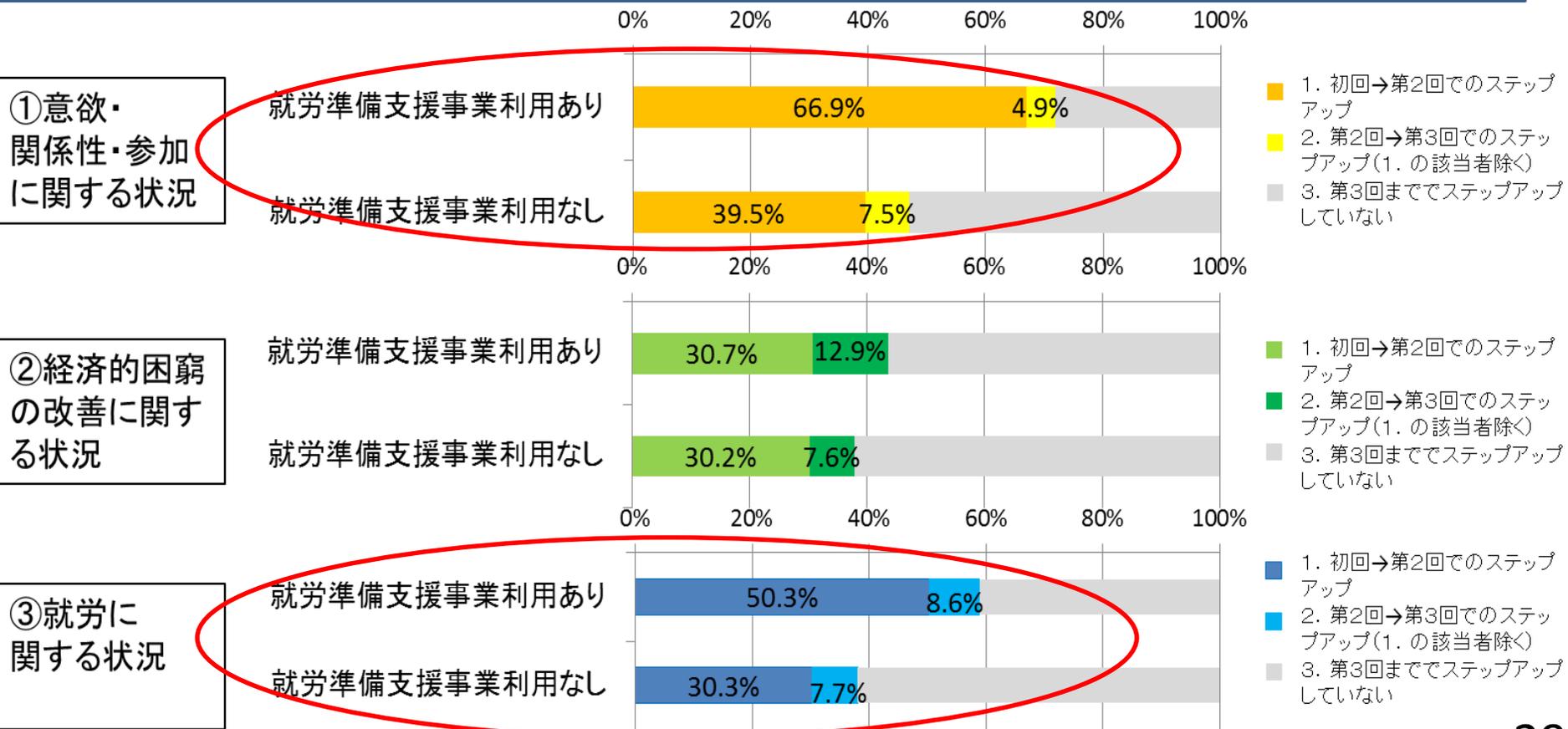
(n = 1,072)



# 就労準備支援事業の効果(データから)

- 「新たな評価指標」の平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、支援期間約7ヶ月(初回チェックから第3回チェックまで)でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。
- 「意欲・関係性・参加に関する状況」「就労に関する状況」に関して、就労準備支援事業の効果が大きく現れている。

## 新たな評価指標(H28.5新規相談分)における初回から第3回の比較(就労準備支援事業の利用の有無別)



# 就労準備支援事業の効果(実態から①)

- 就労準備支援事業の実態からは、
  - ・ 様々な状態像の人が利用していること、
  - ・ 就労体験等の実践を重視したオーダーメイドの支援メニューを徐々に充実させながら支援していること、
  - ・ 着実にステップアップにつなげていること、等がわかる。

## 利用者

- 就労の準備が整っていない人
  - ・ 生活習慣の形成・改善が必要
  - ・ 社会参加能力の改善が必要
  - ・ 自尊心や自己有用感を喪失
  - ・ 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い 等
- 性別、年齢層、就労経験の有無、離職期間等は様々。

就労体験

職場見学

就労準備支援事業所内での軽作業  
履歴書作成やハローワークへ通う  
練習

× 合宿型の支援への参加

ビジネスマナー講座

ワーク・講座等による自己理解の促進

丁寧な面談

## 【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

・・・対象者のニーズに合わせて必要なメニューを開拓

(注)本頁及び次頁は、平成28年8～10月に、生活困窮者自立支援室において就労準備支援事業を実施している21自治体に対して行ったヒアリングの結果等を基に作成。

# 就労準備支援事業の効果(実態から②)

- 利用者の状態像が様々であることを反映して、多様な経過をたどってステップアップしていく様子が見えてくるが、**特に就労体験を通じた変化が見て取れる。**

## 【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

## 【ステップアップまでの多様な経過】

○ 就労準備支援事業による就労体験先の事業所での**仕事の適性が明らかになり、本人に自信が付き、事業所内での信頼関係も構築されること**で当該事業所での**一般就労**につながる。

○ **仕事のイメージを持つことができるようになること等により、**就労に対する意欲が高まり、一般就労したいという希望を持つようになる。

結果、就労支援員による就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用につながり、**一般就労に向けた就職活動を開始。**

○ **就労継続支援事業所等での就労体験を実施する中で、本人が障害者雇用枠での就労の意向を持つようになり、**家族の理解も得られることで、障害者雇用枠での就労や障害福祉サービスの利用につながる。

○ **人とのコミュニケーションが苦手等の課題が克服できず、なお直ちに一般就労することが難しいため、**認定就労訓練事業の利用につながり、支援付きで働きながら一般就労を目指す。

# 就労準備支援事業の効果(実態から③)

- 就労体験等の場づくりにおいては、他事業とのタイアップも含め、地域づくりを意識した取組も広がってきている。

## 【地域づくりの取組実態】

### 地域活性化

○ **観光業界からの依頼を受け**、地域行事(七夕祭り)に用いる装飾作りを実施。利用者の参加や交流の場となっている。(秋田県湯沢市)

○ **商店街で毎月開催している「16市」**においてブースを出展し、地域の交流の場となっている。(静岡県富士宮市)

○ **商店街の空き店舗を活用した地域活性化事業**として、若者、高齢者、障害者が集う共生型店舗における弁当や総菜の販売等を就労体験として実施。(熊本県熊本市)

### 特定産業での人材不足解消

○ **地域の観光業を支える宿泊業**では、1~2時間でも来てもらえば助かるという仕事があり、就労体験の場となっている。(三重県鳥羽市)

○ **担い手が不足している漁網作り**に生活困窮者が従事することにより地域課題を解決。(北海道釧路市)

### 広域的な地域課題解決

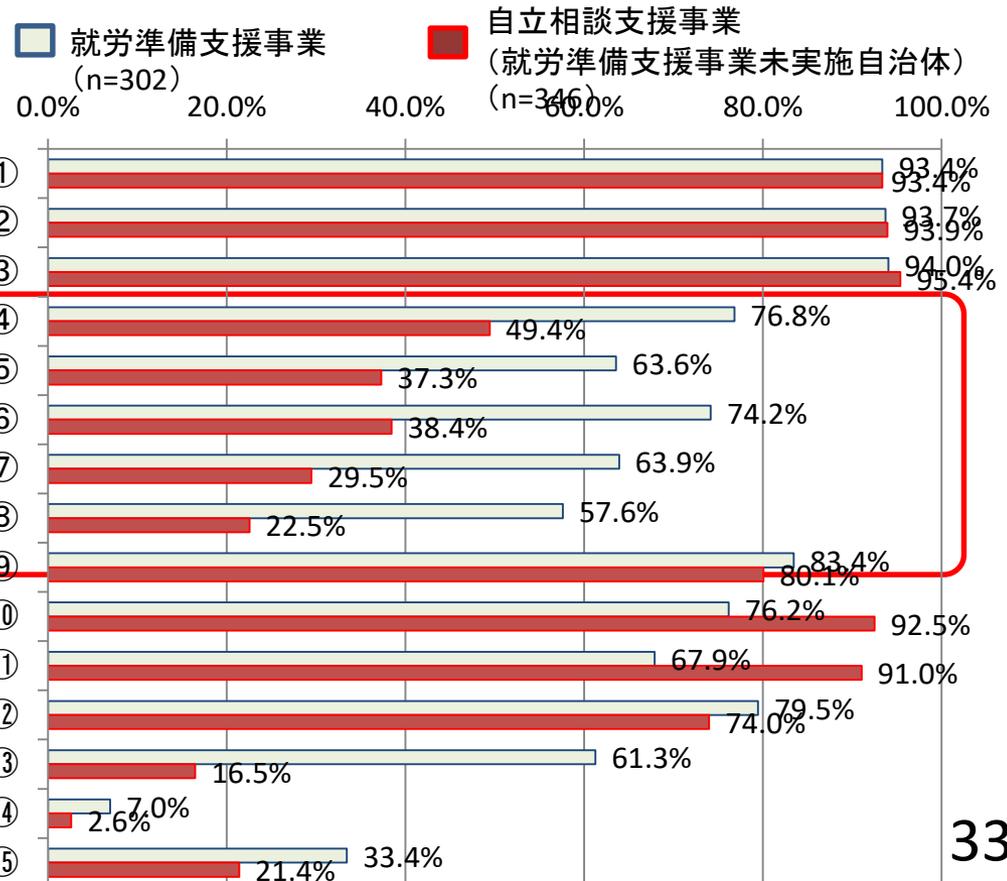
○ 地方の**農業等の基幹産業の人材難**といった課題や首都圏・都道府県の中心都市の人口集中と就労困難・生活困窮者等の就労支援ニーズの存在を背景に、地域を越えて自治体間で自立就労支援を連携して行うことによって、広域的に課題を解決。※就労準備支援事業と他の事業を組み合わせ、就労体験等による意欲喚起等から、訓練付き就労、就労・移住までを推進。(豊中市・土佐町、泉佐野市・弘前市)

# 就労準備支援事業に関する状況①

- 就労準備支援事業と、就労準備支援事業未実施自治体の自立相談支援事業における支援内容を比較すると、ボランティア、就労体験、講座開催等の支援については、後者においては実施率が低い。
- **就労体験先の開拓等、人手のかかる支援については、就労準備支援事業だからこそ取り組んでいると考えられる。**

## 就労準備支援事業と自立相談支援事業の支援内容

- ① 生活面(身だしなみや規則正しい生活等)
- ② コミュニケーション面の配慮
- ③ 就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援
- ④ ボランティアや職場見学の企画調整(単発利用)
- ⑤ ボランティアや職場見学の企画調整(定期的・長期的な利用)
- ⑥ 就労体験や職場実習の企画調整(単発利用)
- ⑦ 就労体験や職場実習の企画調整(定期的・長期的な利用)
- ⑧ ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の講座開催
- ⑨ ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の個別支援
- ⑩ ハローワークや企業面接等への同行支援
- ⑪ 就労後の定着支援
- ⑫ 定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援
- ⑬ 支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組
- ⑭ 合宿型のような宿泊を伴う支援
- ⑮ 臨床心理士等の専門職種の知見を要する支援



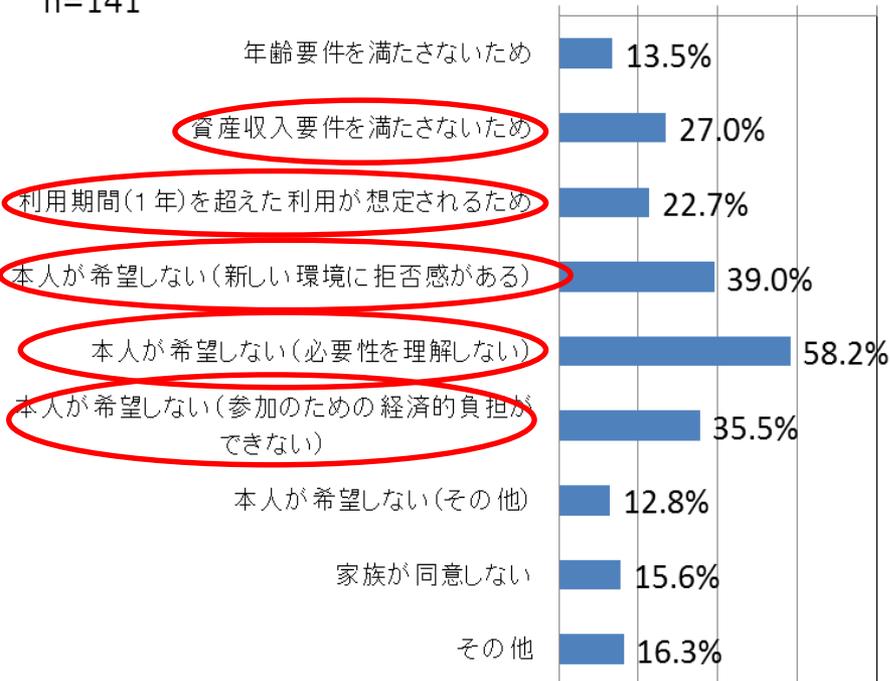
# 就労準備支援事業を巡る課題①

- 「就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由」としては、「本人が希望しない(必要性を理解しない)」「本人が希望しない(新しい環境に拒否感がある)」ことを挙げる自治体が多いが、次いで「参加のための経済的負担ができない」ことや「資産収入要件を満たさない」ことが挙がる。
- 約3割の自治体において、就労体験時に何らかの手当が支給されている。

## 1. 就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由

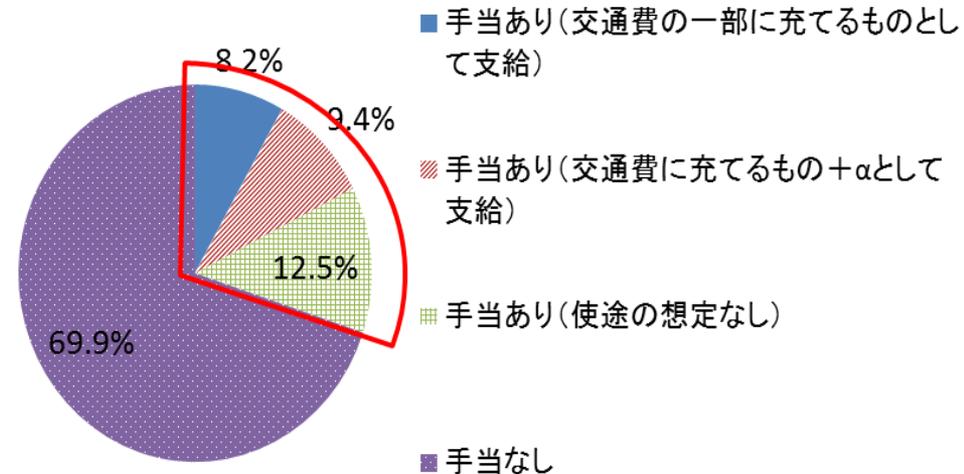
n=141

0% 20% 40% 60% 80%



## 2. 就労体験時の手当支給の状況

n=256



(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。1は就労準備支援事業実施自治体のうち、事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあった自治体が、その理由を回答(複数回答可)。2は就労準備支援事業実施自治体ごとに、利用者全体の中で最も多いものを回答。

# 生活困窮者等の就労準備支援の充実について

平成29年度予算額:5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

事業概要

- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
- これまでの就労支援(準備含む)では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ(就労支援事業等)へ移行させることを目的とする。

## 【実施のイメージ】

### 自治体直営で実施

### 委託による実施(※)

#### 【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

#### 【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉事業

一般就労につなげることが困難な者

### 【従来の支援】

## 新 【特性に応じた支援の実施】

### 障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援



チーム支援  
(連携体制の構築)

福祉専門職による支援  
(就労支援のノウハウ)



#### 【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○ 臨床心理士 等

#### 【主な業務の例】

- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

## 就労準備支援

### 特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者があり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

## 対象者



被保護者等

対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

一般就労

必要な支援の違い

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

# 平成29年度新規事業（福祉専門職との連携）活用事例

## ① 福井県坂井市

【委託先】社会福祉法人かすみが丘学園（事業所名：就労支援ネットかすみ（就労移行、就労継続支援B型等））

【配置されている主な福祉専門職】介護福祉士2名

【経緯】

- 坂井市は有効求人倍率が比較的高い地域のため、就労意欲が高い人は比較的容易に仕事が見つかるものの、就労を困難とする阻害要因を抱えているケースでは、手帳はなくても何らかの「障害」をもっている方が多い。そのため、障害者福祉所管課と協議のうえ、障害者支援に強い法人のノウハウを活用することとした。

【事業内容】

- 「坂井市就労支援ネットワーク事業」として社会福祉法人かすみが丘学園に委託を行い、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援だけでなく、協力事業所の開拓や、福井障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携も含めた、地域における就労支援のネットワークづくりを担っている。
- 就労準備支援担当者は、市内の企業や事業所を訪問し、利用者の実習等の受入先の開拓を実施するほか、必要に応じて福祉専門職と連携し、障害福祉や医療サービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

## ② 大阪府豊中市

【委託先】社会福祉法人豊中きらら福祉会（事業所名：ワークセンターとよなか（就労継続支援B型事業所））

【配置されている主な福祉専門職】社会福祉士1名

【事業内容】

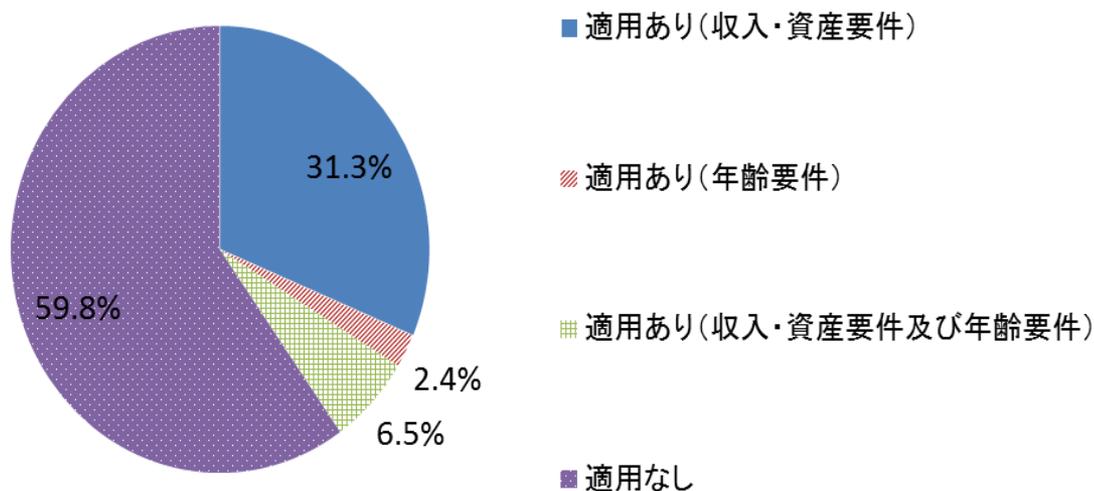
- 事業所では、事務補助や内職作業、施設外就労で利用する段ボール工場での作業などで、集団を通しての対人関係の築き方を学んだり、自己肯定感を高め、社会生活自立に向けての支援を実施。
- 就労準備担当者と事業所の介護福祉士等が連携し、障害の疑いのある支援対象者の場合は、障害受容を促して障害手帳の取得により福祉制度につなげたり、医療的なケアが必要かを見極めていくなど必要なサービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

# 就労準備支援事業を巡る課題②

- 就労準備支援事業の対象者要件としては、①年齢、②資産収入について施行規則において定めつつ、これに準ずるとして自治体が認める者(以下「準ずる者」という。)は利用できる枠組みとなっている。
- 実態としては、①年齢について約1割、②資産収入について約4割の自治体で「準ずる者」の適用実績がある。

## 対象者要件の弾力運用の状況

n=246



### 【参考:対象者要件の概要】

- 次のいずれの要件にも該当し、かつ申請日において65歳未満の者
  - 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)+住宅扶助基準に基づく額以下であること
  - 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
- 1に準ずる者として、自治体の長が必要と認める者**

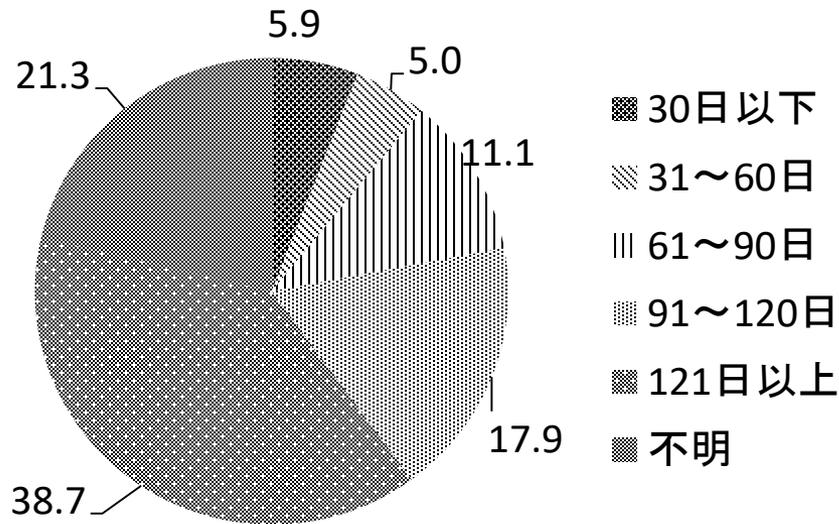
(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。

# プラン作成状況とプラン評価実施状況で見られた変化

○ 就労準備支援事業について、プラン作成状況とプラン実施状況をプラン期間の分布で見ると、プラン作成時の支援期間は平均156.22日となっており、プラン評価時の利用実績は平均58.98日となっている(初回プランのみ)。

## <支援期間>

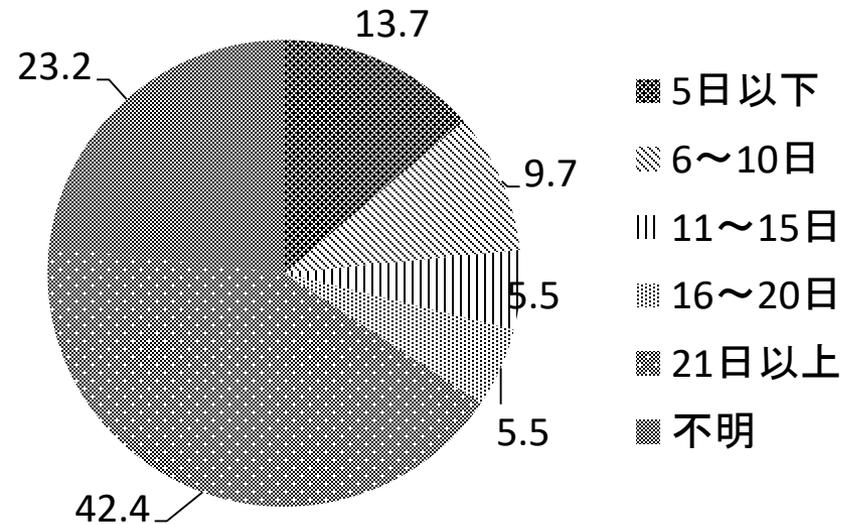
n=881



平均: 156.22日

## <利用実績>

n=585

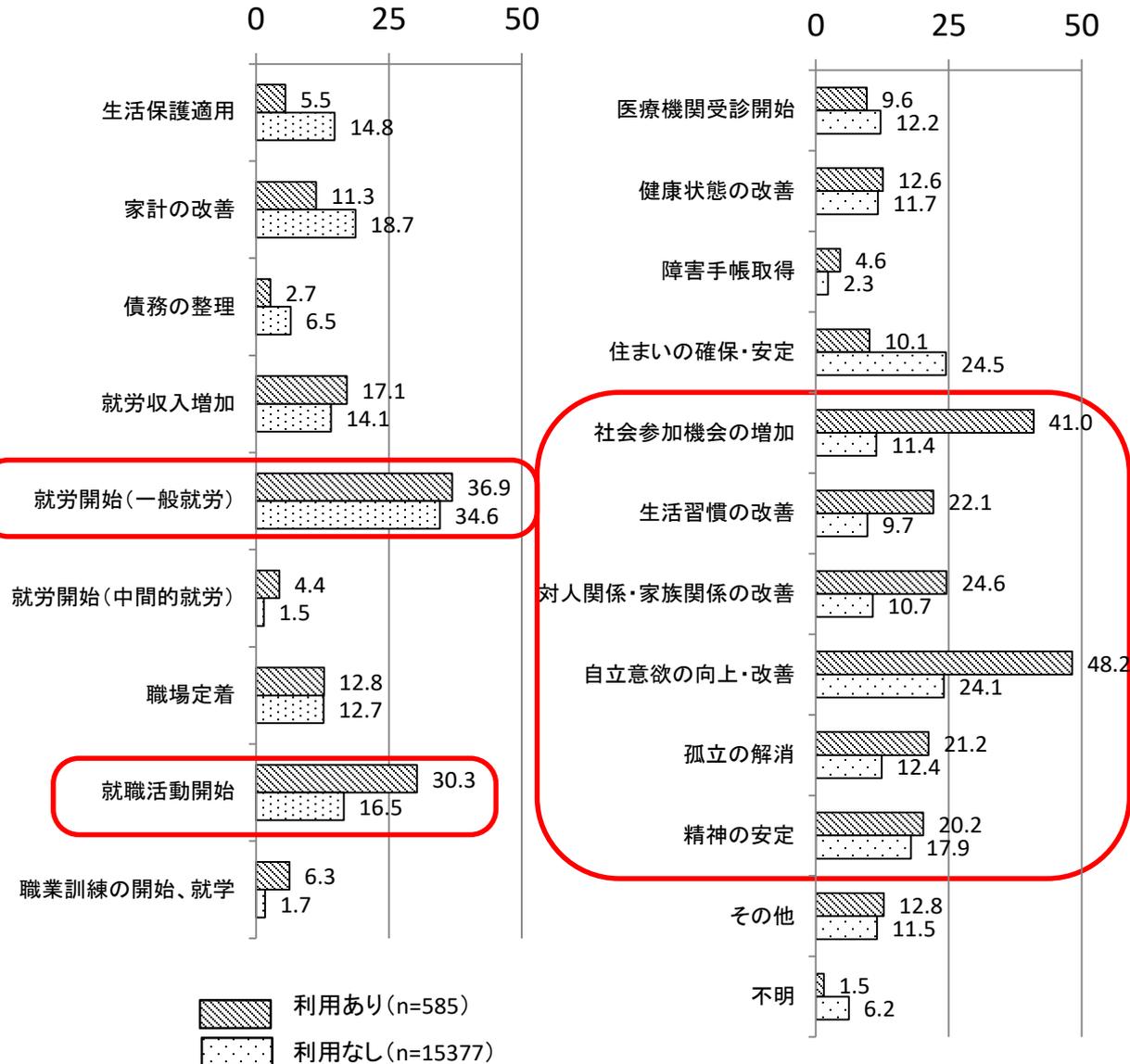


平均: 58.98日

(出典)平成28年度社会福祉推進事業において、みずほ情報総研株式会社が119自治体の平成28年4月～平成29年3月の新規相談受付65,672ケースについて、各事業の利用の有無ごとに見られた変化を集計したもの。

# 支援終結ケースで見られた変化

○ 支援が終結したケースで見られた変化を就労準備支援事業の利用の有無ごとにみると、『就労開始(一般就労)』『就職活動開始』で「利用あり」の場合に「利用なし」よりも高く出ているほか、『社会参加機会の増加』、『生活習慣の改善』、『対人関係・家族関係の改善』、『自立意欲の向上・改善』、『孤立の解消』、『精神の安定』でも同様の結果が出ている。



(出典)平成28年度社会福祉推進事業において、みずほ情報総研株式会社が119自治体の平成28年4月～平成29年3月の新規相談受付65,672ケースについて、各事業の利用の有無ごとに見られた変化を集計したもの。

# 認定就労訓練事業の効果(実態から)

- 認定就労訓練事業の実態からは、一定期間継続的な利用を想定してはいるが、その中でもステップアップを意識した支援が行われていることがわかる。
- また、地域ニーズを踏まえつつ就労の場を作り出していく地域づくりにつながっていることがわかる。

## 【支援イメージ】

### 利用中のステップアップを意識した支援

- 相談者の適性やニーズに応じてひとり一人に合った事業所開拓を実施し、就労実習と企業内支援体制の構築を行うことで、認定就労訓練事業所での一般就労につなげることを目指した支援を実施。(愛知県名古屋市)
- 非雇用・雇用の別だけでなく、報酬・賃金や人事考課等も含めて本人の意欲を高める処遇段階を設定(社会福祉法人風の村)。

## 【ステップアップの実現】

自立相談支援事業の就労支援等へのステップアップ

認定就労訓練事業所での一般就労

柔軟な働き方を継続する中でのステップアップ

(例)対人面の課題を克服しきれないが、徐々に自分の意思を伝えることができるようになり、職場の戦力となってきた。

## 【地域づくりとのタイアップ】

- **東日本大震災で被災したカキ養殖の復興**のため、殻付きカキの出荷作業を認定就労訓練事業として実施。(宮城県)

- 障害者の就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人が、**農作業をメイン**にした雇用型の認定就労訓練事業を実施。(鳥取県北栄町)

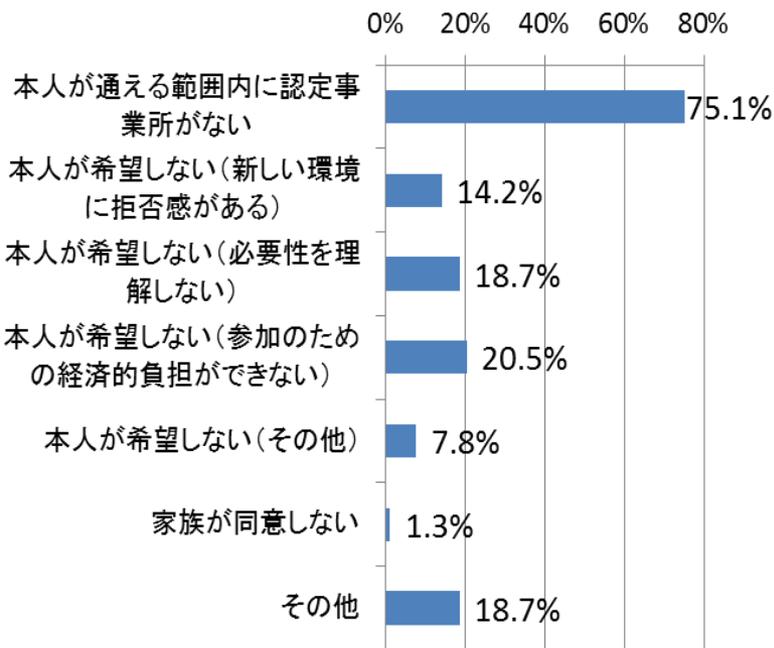
- 企業説明会を開催することで、**地域の企業のニーズの掘り起こし**を行うとともに、認定を促進し、地域における就労の場を充実。(千葉県松戸市)

# 認定就労訓練事業を巡る課題

- 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由としては、「本人が通える範囲内に認定事業所がない」ことを挙げる自治体が全体の約8割であり、最も多い。
- 認定権を有する自治体では、約9割の自治体が周知啓発や個別の促し等に取り組んでいる。
- 認定取得を断られた理由としては、「就労支援担当者を置く余裕がない」「助成金等のメリットがない」「申請の手續面が面倒」などが多く挙がる。

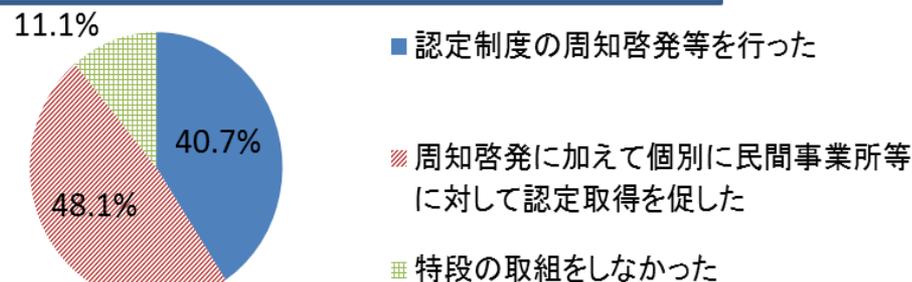
## 1. 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由

n=386



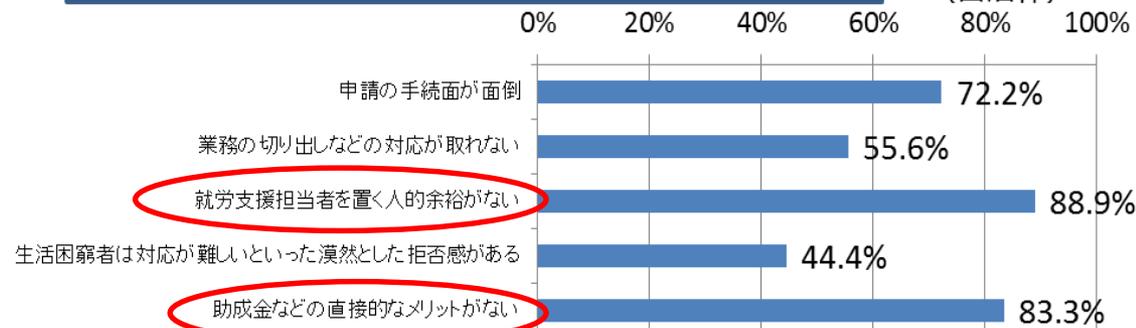
## 2. 認定に向けた事業所開拓の取組状況

n=27



## 3. 認定取得を断られた場合の理由

n=18  
(自治体)



(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。1は、認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあった自治体が、その理由を回答(複数回答可)。2は認定主体である自治体(平成28年度においては115自治体)のうち回答のあった自治体について集計。3は「民間事業所に対して個別に認定取得を促した際、断られたことがある」と回答した18自治体について断られた理由を回答(複数回答可)。

# 無料職業紹介について

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、**地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。**
  - ※「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。
  - ※ 無料職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、その委託した部分については、委託先の職業紹介事業者が引き続き職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。

## 地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

### ■ 就労体験からのスムーズな一般就労移行(一貫した支援)

事業所で就労体験している利用者に対して、その事業所で一般就労できそうな場合に、地方公共団体が事業所と利用者にと就労への移行を提案することができるようになる。

※地方自治体が無料職業紹介を実施していない場合は、事業者と相談者がハローワークを通して自発的に求職・求人の申し込みを行うことが必要になる。

### ■ 認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせん

認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせんは職業紹介に当たるため、無料職業紹介事業により行うことが前提となる。

### ■ 地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介

一般の求人案件では就労が難しい生活困窮者に対して、地方公共団体の産業部門等(商工会や農作業人材紹介センター等)が把握している地域の事業所ニーズや生活困窮者の状態等を踏まえ、求人内容を柔軟に調整した上で職業紹介できるようになる。

(求人内容の調整の例)

- ・1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする
- ・年齢条件を緩和する
- ・給与の支払い方法を週払いにする 等

### 3. 生活困窮者自立支援制度の見直しについて

# 生活困窮者自立支援法の見直しについて

## 1. これまでの経過

□ 生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)附則に定める施行3年後の検討規定、「経済・財政再生計画改革工程表」を踏まえ、検討を開始。

□ 昨年10月から「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会」を開始し、本年3月までに全7回開催。

### ○生活困窮者自立支援法

(平成二十五年法律第五号)

#### 附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### ○経済・財政再生計画 改革工程表(抄)

平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)。

## 2. 論点整理検討会の構成

※五十音順、敬称略

相澤 照代

朝比奈 ミカ

大津 和夫

奥田 知志

菊池 馨実

櫛部 武俊

駒村 康平

生水 裕美

新保 美香

田中 弘訓

長岡 芳美

西岡 正次

野溝 守

前神 有里

宮本 太郎

森脇 俊二

山本 英紀

渡辺 由美子

渡辺 ゆりか

和田 敏明

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長

市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員

読売新聞東京本社編集局社会保障部次長

認定NPO法人抱樸(ほうぼく) 理事長

早稲田大学大学院法学研究科長

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表

慶應義塾大学経済学部 教授

野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐

明治学院大学社会学部 教授

高知市福祉事務所長

山形市社会福祉協議会 事務局長

A'ワーク創造館 就労支援室長

埼玉県老人福祉施設協議会 副会長

一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長

中央大学法学部 教授

氷見市社会福祉協議会 事務局次長

長野県健康福祉部長

NPO法人キッズドア 理事長

一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事

ルーテル学院大学 名誉教授

(座長)

# 「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」について(概要)

- 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」(座長:宮本太郎中央大学教授)において、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」をとりまとめ。
- 今後、社会保障審議会に部会を設置し、この論点整理を踏まえた生活困窮者自立支援法の見直しについて検討を深める予定。

## 1. 生活困窮者自立支援制度の効果(施行後2年間の状況)

生活困窮からの  
脱却・自立

相談

施行後  
2年間で  
の新規  
相談者  
約45  
万人

相談・情報提供のみで終了  
18万人

他機関へのつなぎ  
14万人  
(うち生保窓口へ  
5万人)

支援

施行後2年間で  
のプラン作成により  
継続的に  
支援した人  
約12万人

生活保護に至る前の支援により、生活を建て直しやすいうちに支援することが可能に

一般就労を目指す人に対する就労支援での就労・増収率  
72%

施行後2年間で  
のプラン作成により継続的に支援した人のうち、就労・増収した人  
約6万人

支援当初3ヶ月間で、

- 意欲や社会参加等でステップアップした人 4割 (就労準備支援事業利用者では6割)
- 家計状況が改善した人 3割 (家計相談支援事業利用者では4割)

自立に向けた着実なステップアップや就労・増収が実現されている

全国での自立相談支援窓口の展開

※1,345か所

任意事業の実施の拡がり

例: 就労準備支援事業 実施率4割  
子どもの学習支援事業 実施率5割

「支援付き就労」の場の拡がり  
認定就労訓練事業所 781か所

法定事業の実施を始めとして、支援ネットワークが拡がり、地域の中で支え合いながら活躍できる社会づくりが始まっている

- 就労や家族の問題でつまづいた現役世代
- 子どものいる生活困窮家庭
- 高齢の生活困窮者等を始め、極めて多様

どこに相談すればよいかわからなかった人も受け止められる窓口

## 2. 今後さらなる対応を要する課題と主な論点

### まだ支援につながっていない生活困窮者への対応

- ・ 自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援することが必要
- ・ 経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを徹底することが必要

### 支援メニューの不足

- ・ 地域に就労の場等を求める取組は試行錯誤している自治体も多い段階
- ・ 就労準備支援・家計相談支援は、支援において不可欠だが、実施率は約3割～4割
- ・ 住まいを巡る課題への支援の不足
- ・ 当座の資金ニーズへの対応
- ・ 生活保護の支援との一貫性の確保の必要性

### 対象者に応じた支援の必要性

- ・ 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応、高齢の生活困窮者への支援が社会的課題

### 自治体の取組のばらつき

- ・ 先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差の拡大

#### (1) 自立相談支援事業のあり方に関する論点

- ・ 自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性
- ・ 関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性(生活保護、税部門、学校等)
- ・ 都道府県等の関係機関(地域自殺対策推進センター等)との連携強化
- ・ 法の対象者のあり方

#### (2) 就労支援のあり方に関する論点

- ・ 就労準備支援事業の必須化
- ・ 自治体における無料職業紹介の積極的な取組
- ・ 認定就労訓練事業所に対する経済的インセンティブ

#### (5) 一時生活支援のあり方に関する論点

- ・ 一時生活支援事業の広域実施推進

#### (6) 居住支援のあり方に関する論点

- ・ どのような居住支援が考えられるか
- ・ 新たな住宅セーフティネットの活用

#### (3) 家計相談支援のあり方に関する論点

- ・ 家計相談支援事業の必須化

#### (7) 高齢者に対する支援のあり方の論点

- ・ 高齢者への就労、居住支援
- ・ 高齢期になる前の予防的支援

#### (4) 子どもの貧困への対応に関する論点

- ・ 子どもの学習支援事業の内容の標準化と、貧困の連鎖防止のための総合的な事業としての再構築
- ・ 学習支援を世帯支援につなげる

#### (8) 関連する諸課題に関する論点

- ・ 生活福祉資金の貸付要件等の見直し
- ・ 生活保護との間での支援の一貫性の確保

#### (9) 支援を行う枠組みに関する論点

- ・ 制度理念の法定化、人材養成研修のあり方
- ・ 基礎自治体を支援する都道府県の役割、町村部の施行に町村役場が当事者として参画する枠組みの必要性
- ・ 社会福祉法人が行う生活困窮者に対する支援との連携

# 生活困窮者自立支援法の検討について

## ○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)附則 (抄)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(抄)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望 等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> <p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>					<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率 (※)【2018年度までに90%】 (※)「立意思欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>	

# 両法に係る検討経過と今後の検討の枠組

	～平成29年4月	平成29年5月～12月	平成30年
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(平成28年10月～平成29年3月)	<p><b>社会保障審議会</b>  <b>生活困窮者自立支援及び生活保護部会</b></p> <p>※平成30年通常国会への生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法案の提出を含め検討                      (主な検討事項)</p>	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">改正法案提出</div>
生活保護法	<p>テーマごとの検討                      生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会(平成28年7月～平成29年4月)</p> <p>生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会(平成28年10月～平成29年4月)</p>	<p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立相談支援のあり方</li> <li>○ 家計相談支援のあり方</li> <li>○ 一時生活支援のあり方</li> <li>○ 高齢者に対する支援のあり方</li> <li>○ 制度理念、自治体等の役割 等</li> </ul> <p style="text-align: center;">生活保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労支援のあり方</li> <li>○ 健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化</li> <li>○ 無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等</li> </ul>	
	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">国と地方の協議(平成29年2月～)</div>		
生活保護基準の改定	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">基準部会 (平成28年5月～)</div>	(28年度は 検証方法の検討)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">生活保護基準に関する検証</div>

# 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会について

構成員氏名	所属
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
石橋 良治	島根県邑南町長
浦野 正男	社会福祉法人中心会 理事長
大西 豊美	社会福祉法人みなと寮 理事長
大野 トシ子	千葉県民生委員児童委員協議会会長
岡崎 誠也	高知市長
岡部 卓	首都大学東京都市教養学部 教授 <small>ほうぼく</small>
奥田 知志	認定NPO法人抱樸 理事長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会福祉推進室長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構 特任フェロー

構成員氏名	所属
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授（部会長代理）
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
竹田 匡	北海道釧路町地域包括支援センター（社会福祉士）
平川 則男	日本労働組合総連合 総合政策局長
福田 紀彦	川崎市長
松井 一郎	大阪府知事
松本 吉郎	日本医師会 常任理事
宮本 太郎	中央大学法学部 教授（部会長）
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長

（計21名、五十音順・敬称略）

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活  
保護部会におけるこれまでの主な意見(抄)

## (2-2) 就労支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ① 就労支援のあり方全般

- 本人に見合った多様な雇用、労働の場の創出が必要。
- 日常生活と社会生活と就労を一体的に考え、かつ雇用についても意欲・能力や、本人に適した雇用環境の問題を考えて行っていく必要。また、そのために、それに対応する人員配置、質と量の両面から検討する必要。
- 多様な働き方を目指すことで社会的孤立を解消することができるが、生活保護受給を開始して、就労不可ということになると社会参加の道が途切れてしまう。ケースワークでうまくつなぐことができないか。
- 就労に結びつくまでに一年以上かかる方もおり、期間延長についても検討が必要。

#### ② 就労準備支援事業

- 就労準備支援については、必須化する方向で進めてほしい。
- 断らない支援が一つの到達点とすれば、その出口のツールとして、就労準備支援事業の必須化は検討されるべき。
- 就労準備支援事業の必須化は、全国どの地域、自治体においても雇用、労働の機会を提供するという意義があり、賛成。
- 就労準備支援事業を実施する上でのノウハウ等には、自治体間で差があるので、広域的な県からの支援が重要。
- 規模の小さい自治体では、①需要が少ない、②補助金交付の対象外となっている、③マンパワーの不足や委託事業者が少ないといった問題点があるため、こうした問題点を解決する仕組み作りが必要。
- 交通費について、実費負担ができずに支援をあきらめている現状があるため、この交通費の実費負担の原則を変えられないか。
- 就労準備支援事業の最長1年間という期間について、状況に応じて、その例外を検討していく必要があるのではないか。

## (2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
② 就労準備支援事業 — 就労準備支援事業の対象者(年齢や資産収入要件)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 65歳以上の者に就労機会を提供するということで賛成。</li><li>● 65歳以上の者にも就労準備支援事業を広げていくべき。</li></ul>
③ 認定就労訓練事業 (次ページに続く)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 認定就労訓練事業を実施する事業主がなかなか見つからないという状況があるので、事業の実施促進に何らかの工夫が必要。</li><li>● 一般市や町村がこの認定に関わるようなことができれば、さらに普及するのではないか。</li><li>● 認定就労訓練事業者に対する自立相談支援機関による支援の向上が必要。</li><li>● 働く先等出口となる企業や民間団体への支援が重要。</li><li>● 財源的な措置も含めて、バックアップの方策を検討してほしい。</li><li>● 障害者雇用アドバイザーのこれまでのノウハウも取り入れながら、技術的支援のあり方をもう少し整理して、ガイドライン的なものを作っていくことが重要。</li><li>● 労災が適用にならない場合の保険にかかる費用や交通費等を公費で賄っていくことも必要。</li><li>● 交通費等必要経費の認定が必要。</li><li>● 交通費等の実費負担は検討する必要。</li></ul>

## (2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
③ 認定就労訓練事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 支援つきの就労(中間就労)について、これまでの障害分野のものだけではなく、企業が受け皿になれるようにする。さらに、誰でも働ける社会的企業を育成する仕組みや支援が必要。</li><li>● 他の事業をしている場合の配置基準に関連した、兼務に関する法人内での柔軟性の確保が必要。</li></ul>
④ 無料職業紹介事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現状においても、柔軟な就労形態はあるので、就労というものを意図せず緩めてしまわないような形で検討すべき。</li><li>● 労働の専門部署が職業紹介を行うことは労基法が守られた職場であるのか等の確認の視点から非常に重要であり、慎重であるべき。</li><li>● 生活保護の相談のところにハローワークが出ていくような方向も併せて考える必要。</li></ul>
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"><li>● 最低生活保障以外に自立の助長という考え方から就労自立給付金が創設されているが、生活保護の勤労控除の在り方については、期間限定で、最初の期間は通常よりも多く手元に残るような幅を持たせてインセンティブを強化することは許容されるのではないか。</li></ul>

## (4-2) 高齢者に対する支援のあり方について

### 論点

### 主な意見

#### ① 高齢者に対する支援のあり方 ー 就労支援

- 高齢期の就労の場の開拓、現行制度における労働能力の活用の開拓を積極的に進めるべき。
- 高齢者の自発的な就労ニーズに積極的に対応していくという方向性には賛成。
- 高齢者の受け皿としての就労について、参加型というような概念で就労訓練事業を少し拡大するような受け皿(社会的就労)を作っておく必要。
- 高齢者の分野において、楽しみながら仲間づくりができて、自分の尊厳を保ちながら、1か月に1万円、2万円といった働き方の開発がなされるべき。また、そういう就労のコミュニティービジネスも考えていく必要。
- 人間関係が希薄になり、認知機能が低下していく中で、65歳を過ぎた、あるいは60代に入ってから仕事やボランティアを進めることが本人のためによいのではないか。そうした制度設計が必要。
- (再掲)現状においても、柔軟な就労形態はあるので、就労というものを意図せず緩めてしまわないような形で検討すべき。
- 高齢の生活保護受給者にとっての就労の位置づけが不明確。高齢者とそれ以外の現役世代に対するケースワークを区別して運用しているところもある。運用の違いにより就労率が低いということはないか。

## 4. 就労準備支援事業に求められること

# 就労準備支援事業について

## 事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

## 支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

### 対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い 等

### 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- (多様な支援メニューの例)
  - ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
  - ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)

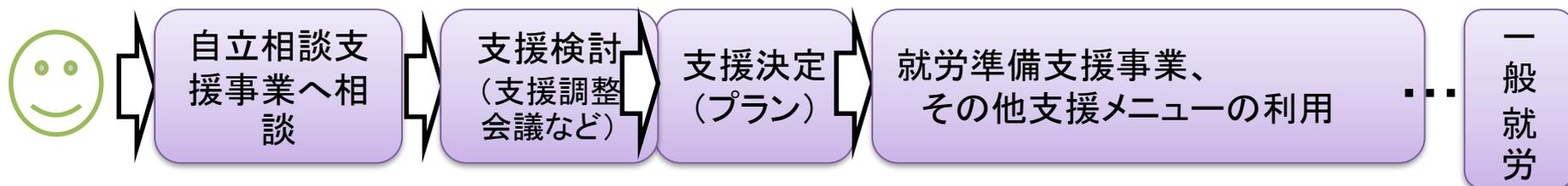


## 期待される効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

# 自立支援における就労準備支援事業の位置づけ

## ◎利用者からみた支援の流れ(就労準備支援事業を利用する場合の例)



### (大切なポイント)

○自立相談支援事業から就労準備支援事業にボタンタッチされるわけではないこと。

自立相談支援事業は、

- ・就労準備支援事業の利用中も、生活面を含めた本人の状態像の変化に対して、必要な支援を検討(プラン変更等)。
- ・就労準備支援事業の前段階(意欲喚起)と後段階(就労支援、就労後の定着支援)も含めて、本人の就労支援全体を通じて就労支援員が支援。

**就労準備支援事業において把握される本人の状態像の変化を、自立相談支援事業の担当と共有しながら、本人の自立支援を図っていくことが大切。**

○就労準備支援事業で想定する本人の状態像は、時間をかけたきめ細かな支援を要するものであるため、その支援を自立相談支援事業から独立した一事業としているが、**本来は一体の支援であること**。

# 就労準備支援事業のねらいと理想的な姿

## ◎就労準備支援事業の基本的な枠組み

一般就労から距離のある者に対して、一般就労可能な状態をめざし、最長1年の集中的な支援を実施。

### 様々な状態像の者



- ★一般就労可能な状態までのステップアップ  
そこまで到達しなくとも、
- ★自己肯定感、自尊感情を徐々に回復し、自己肯定感という観点からのステップアップ

### (大切なポイント)

○様々な状態像の者がそれぞれ確実にステップアップできる事業のあり方が求められること。

「様々な」  
の意味

日常生活自立・社会生活自立といった自立段階のどこにあるか。  
自尊感情や自己有用感がどのような状態か。  
就労経験の有無、就労意欲の程度・希望する就労の内容、性別・年代など

→多様な状態像に対応できるメニューのバリエーションが必要。

→その上で、個人個人の目標設定、支援経過の中で状態像の変化をとらえつつきめ細かな支援をするという「オーダーメイド」の観点が必要。

# 就労準備支援事業の対象者① 定性的な要件

最長で一年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、複合的な課題を抱え、

○決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要である、

○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要

である、

○自尊感情や自己有用感を喪失している

○就労の意思が希薄である又は就労に関する能力が低い

等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者。

## 少なくとも5つの観点

日常生活自立

社会生活自立

自尊感情・自己有用感

就労意思

就労能力

×

それぞれの段階・程度

=



**すべての利用者をカバーできる事業の幅が必要。**

※「メニューに合わせる」のではなく、「利用者の状態像に合わせる」ことが前提

# 対象者をとらえる姿勢・心がまえ

自立相談支援機関は、生活困窮者のアセスメントを行い、支援方針を決定する。就労支援について生活困窮者がどの事業を利用するかは、自立相談支援機関の判断によるものであるが、**就労準備支援事業者も、アセスメント、支援方針の決定の段階から、積極的に関与することが望まれる。**

## (大切なポイント)

- 本人にとってどういう就労支援が最適か、就労準備支援事業がふさわしいかという観点で、**プラン策定に積極的にかかわることが必要。**
- そうした自立相談支援機関との関わりを通じた**気づき**を活かすことが大切。

就労準備支援事業のメニューの不足

就労体験の場が少ない

対象者像の共通理解

## **就労準備支援事業の企画・展開に**

- ・メニューの多様化、見直し
- ・3つの自立段階に応じた適切な支援の組み合わせ
- ・就労体験事業所のバリエーションを増やす など

## **自立相談支援機関と連携するきっかけに**

就労準備支援事業に必要な就労体験の場を単独で開拓するのではなく、地域資源・協力事業所の開拓を担う自立相談支援機関の就労支援員と協力して実施すると効率的。

# 就労準備支援担当者の役割・業務

## ◎求められる姿勢・業務

- 利用者との間の信頼関係を構築しつつ、自尊心や自己有用感の回復を図る
- 本人の主体性を引き出すことを心がける
- 課題(本人の状態像として捉えられる事実)のみに着目せず背景要因を捉える
- 個々の状況を十分に踏まえたきめ細かな支援内容とする

- ① **就労準備支援プログラム**の作成
- ② 支援(日常生活自立・社会生活自立・就労自立。その他必要に応じ、就職活動支援等)

## (大切なポイント)

### ○プログラムを文書化する意義

- ・ 課題の把握分析や支援の組み立てについて、担当者間で協議する素材となる
- ・ 自立相談支援機関など様々な関係者間で、本人の課題や支援内容を把握できるようになる

### ○支援は3つの段階があるが、必ず切り分けて、又は左から右へこの順番で実施しなくてもよい。

日常生活自立

社会生活自立

就労自立

例えば就労体験を通じて、3つの自立段階が並行してステップアップするケース等も想定される。

ただし、そのようなケースであっても3つの自立段階を想定した具体的な支援(誰が何をするか)が適切に組み合わされていることが、プログラムにおいて確認できることが必要。

# 実施方式について

## ◎実施方式のポイント

通所 ○就労準備支援事業所でのセミナーやワークショップと、就労体験の組み合わせが一般的。  
○個別のカウンセリング・面談を手厚く組み込んでいる事例もあり。  
○就労準備支援担当者・外部講師・協力事業所等の支援の役割分担・連携が重要。

合宿 ○支援担当者が利用者と寝食を共にすることにより、利用者の特性、課題等を詳細に把握しつつ支援ができる、同じ悩みを抱えた利用者同士で生活することによって自己肯定感が高まるというメリット。  
○一方で、受入人数・対象者の制約(本人の状況によっては参加しづらい、費用負担がある等)、事業費がかさむといった課題もあり、通所型と組み合わせた実施が望ましい。

## ◎就労体験を実施する際の留意事項

就労体験とは、事業所において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約を伴わないもの。

(留意点)

- ・実際の作業に当たっては、雇用型の就労や一般就労と明確に区分すること
- ・就労体験に労働基準関係法令が適用されるかどうかは、就労の状態によって個別判断であること
- ・事前に、確認書(就労体験の内容、条件等を示し、非雇用であることを確認するもの)により、利用者と就労準備支援事業者との間で認識を統一しておくこと

※ なお、本人が確認書の内容に不満がある場合は、自立相談支援機関に相談できることとなっている

- ・工賃の支払いや安全衛生・災害補償面での配慮が望ましいこと

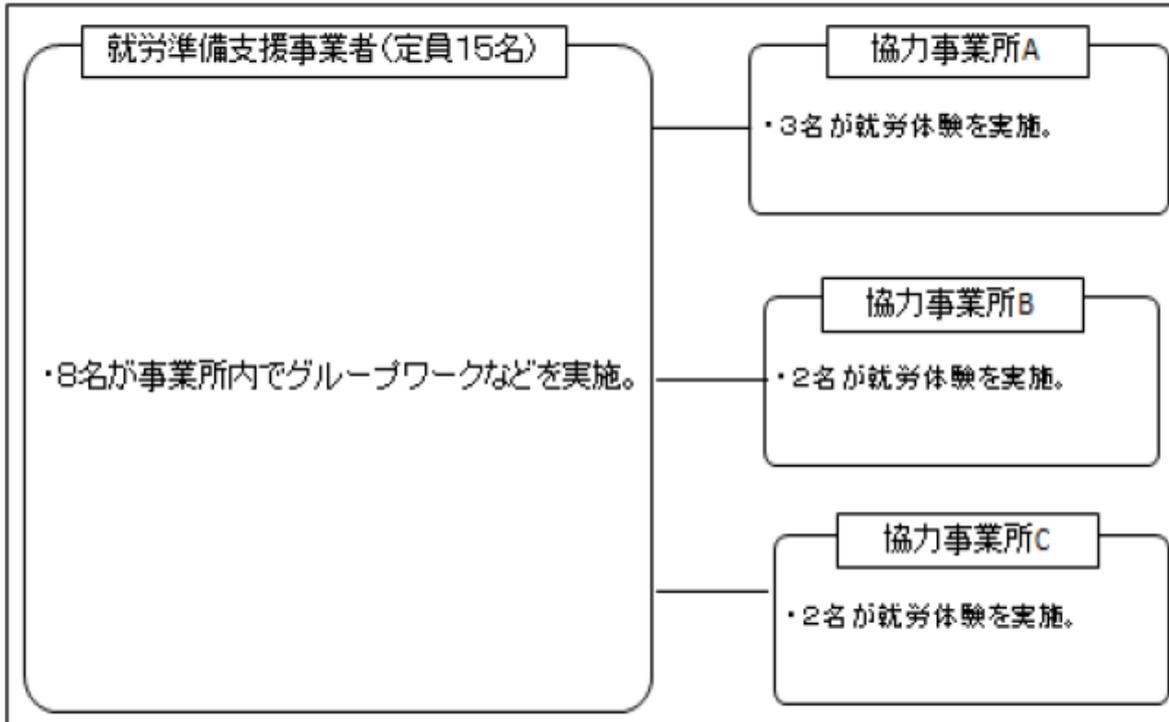
就労体験の場の開拓は、**制度の目指す目標である「地域づくり」そのものであり、自立相談支援機関と連携して取り組むことが大切な仕事。**

# 実施の枠組みについて

## ポイント

- (1) 直営、委託のいずれも、一事業につき定員15人以上。
- (2) 常勤換算方法で、支援対象者の数を15で除した数以上の就労準備支援担当者を置く。  
※事業実施中は責任者を置く必要があり、1人以上は常勤とする。
- (3) 資格要件はないが、就労支援を適切に行うことができる人材として、キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等や就労支援業務の経験者などが望ましい。
- (4) 支援は最長一年。一般就労により終了するが、自立相談支援機関との協議により柔軟な対応が可能。

## ◎就労体験を実施する場合の定員の考え方



※左の場合、定員については就労準備支援担当者が協力事業所での就労体験の状況を適切に確認し必要な支援を行うことを要件として、就労準備支援事業所内でグループワークなどを行う8名と、協力事業所A、協力事業所B、協力事業所Cで就労を行う3名、2名、2名を合算。  
※合宿型のみで実施する場合は、15人以下の利用者でも可。  
※生保就労準備支援事業と一体的に実施する場合は、合算して15人以上であれば可。

# 支援全体を通して

## (大切なポイント)

- **状態像の変化を自立相談支援機関とともに捉えていくこと**

(例) 自立相談員・就労支援員に見に来てもらう定期的な会議や随時の情報共有

➤ 就労準備支援事業としての対応(プログラムの見直し等)

自立相談支援機関の動き

┌ 一般就労を見据えた支援(ハローワークに連れて行く等)  
└ 生活面への配慮、プラン変更等

- 就労準備支援事業の利用終了後の支援を行う場合があること

就労準備支援事業利用後の就労支援は、就労支援員が担当する枠組みとなっているが、就労準備支援事業利用中の本人との関わりの経過を踏まえ、就労準備支援担当者が継続して関わった方がよい場合は、そのようにする(ハローワークへの同行なども同様)。

- 個人情報の保護、リスクマネジメント

## ◎就労準備支援事業において意識すべきポイント

- 本人の自己選択、自己決定が基本
- 経済的自立のみならず本人の状態に応じた自立の支援
- 自己肯定感、自尊感情の回復
- 地域づくり
- 包括的、個別的、継続的な支援

## ◎担い手を広げるために…伝達研修・合同研修のお願い

## 5. その他(情報提供)

# 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

## 1 趣旨

平成29年度予算額 1,433,778千円

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、雇入れ事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

## 2 内容

### (1) 対象事業主

生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 助成対象期間

1年

### (3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円(25万円)<sup>※1</sup> × 2<sup>※2</sup>

短時間労働者 : 20万円(15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

# 生活困窮者自立支援事業の概算要求について

平成29年度予算額 **400億円** → 平成30年度概算要求額 **441億円 (+41億円)**

○ 平成30年度概算要求においては、生活困窮者の自立をより一層促進するため、就労準備支援や子どもの学習支援の充実・強化、居住支援の推進等に要する経費を含めて総額で441億円(対前年度41億円増)を要求

○ 推進枠要望事項以外の生活困窮者自立支援法の見直しに係る経費の取扱いについては、社会保障審議会の検討の結果等を踏まえ、予算編成過程において検討

## 必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

29年度予算額

**218億円**



30年度概算要求額

**218億円**

## 任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・子どもの学習支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業

29年度予算額

**183億円**



30年度概算要求額

**224億円**

(推進枠要望分を含む)

## 推進枠要望

### 就労準備支援事業 12.5億円

1. 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業等

### 一時生活支援事業 2.7億円

2. 路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対する支援の充実

### 子どもの学習支援事業 22.0億円

3. 高校生世代、小学生支援の充実・強化

### その他の事業 2.5億円

4. 支えあい型居住継続支援事業(仮称)

上記以外の生活困窮者自立支援法の見直しにかかる経費

# 1.(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業 ①

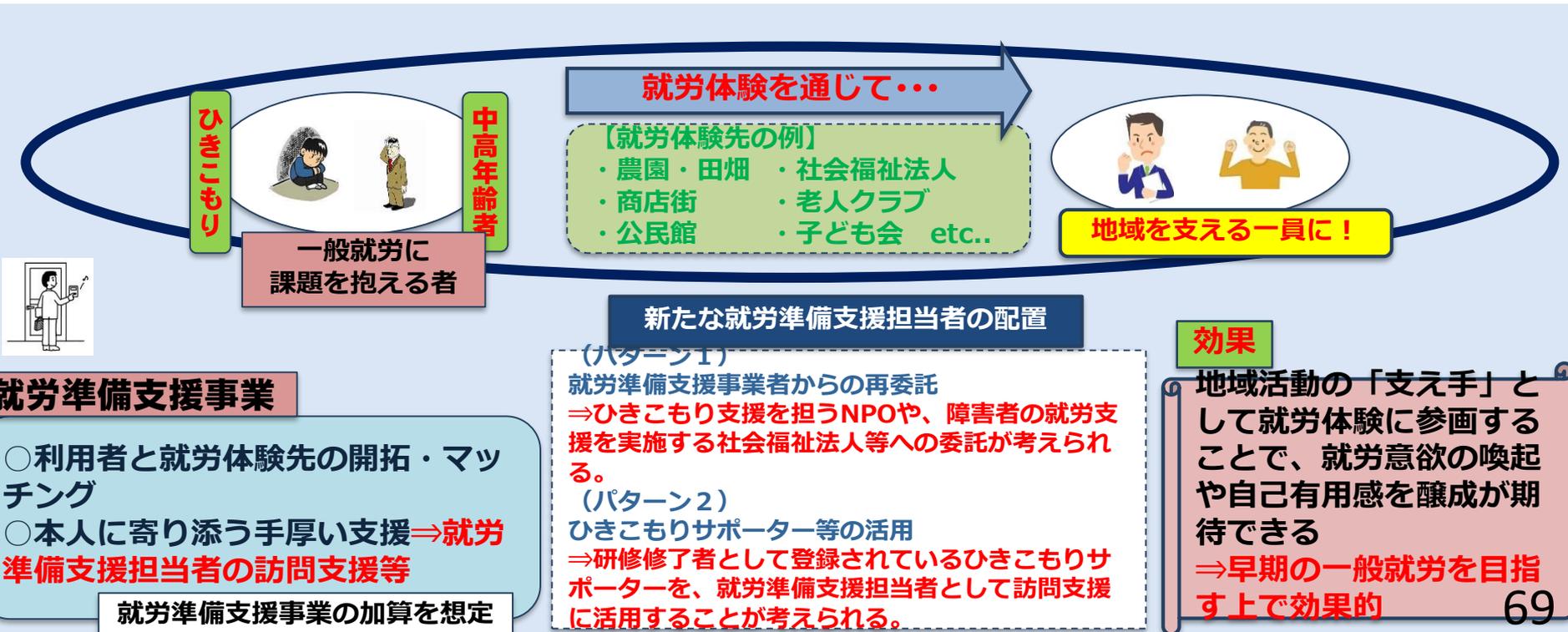
平成30年度推進枠要望額：12.5億円（うち困窮分7.5億円）

◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。

◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

## 対象経費

- ◇ 地域における就労体験先の開拓・マッチング
- ◇ 利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費



# 1.(2) ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度推進枠要望額：5.3億円

## 1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

(拡充・強化)

- ・ 広域的な相談窓口
- ・ 関係機関と連携した訪問支援

- ・ 広域的な相談窓口
- ・ 関係機関と連携した訪問支援

### 【市町村バックアップ機能強化】

※主として都道府県センターを想定

- ・ 関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定カンファレンスへの助言等
- ・ ひきこもり支援実施者からの相談対応
- ・ 市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言、指導

### 【訪問支援体制強化】

- ・ 困難ケースへの訪問支援
- ・ 相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的实施

## 2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ ひきこもりサポーター養成研修

- ・ ひきこもりサポーター養成研修
- ・ 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

## 3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・ 家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

②

③

④

【参考】ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）概要

## ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した第一次相談窓口（相談窓口の明確化）
- ひきこもり支援コーディネーター（※）が、ひきこもりの状態にある本人・家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ（**自立への支援**）  
※社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士 等
- 関係機関との連携（**包括的な支援体制の確保**）
- ひきこもりに関する普及、啓発（**情報発信**）

【実施主体】都道府県、指定都市（NPO等への事業委託可能）



**民間団体**  
 家族会  
 NPO法人  
 民間センター

**保健医療関係**  
 医療機関  
 保健所  
 保健センター

**教育関係**  
 学校 教育委員会

**就労関係**  
 地域若者サポートステーション  
 ハローワーク  
 障害者雇用促進関連施設

**福祉、行政関係**  
 福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター  
 児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター  
 発達障害者支援センター 子ども・若者総合支援センター

**関係機関との連携**

年度別設置数 ※()内は自治体数

年度	新規	累計
26年度	8(8)	57(53)
27年度	8(8)	65(61)
28年度	3(3)	68(64)
29年度	3(3)	71(67)

# (参考) 市町村でのひきこもり支援の強化の全体像

## 【地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、ひきこもり対策推進事業の強化】

- ◇ 30年度の推進枠要望において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。

